

林政審議会議事録

1 日時及び場所

平成22年9月1日（水曜日）13時30分～16時30分

農林水産省 本館7階 第3特別会議室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

2 出席者

・委員（敬称略）

青山 佳世、足本 裕子、池淵 周一、岡田 秀二、倉沢 愛子、合原 真知子、佐川 文教、
櫻井 尚武、島村 元明、沼田 早苗、早坂 みどり、前田 滋、前田 穂、前田 恵 小百合、
山根 恒弘、横山 彰

・林野庁

3 議事

- (1) 平成21年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について（諮問・答申）
- (2) 平成21年度国有林野事業特別会計の決算概要について（説明事項）
- (3) 森林・林業再生プラン（中間とりまとめ）について（説明事項）
- (4) その他
 - ・平成23年度予算概算要求について（説明事項）

開 会

○三浦林政課長 お待たせいたしました。ただいまから林政審議会を開催させていただきます。私、林政課長の三浦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、委員の出欠状況についてご報告いたします。本日は、委員21名中16名の委員にご出席をいただいております。当審議会の定足数であります過半数を満たしておりますので、本日の審議会は成立しております。

それでは、櫻井会長、進行のほうをよろしくお願ひいたします。

○櫻井会長 本日はご多忙のところご参集いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、山田農林水産大臣にご出席をいただいておりますので、まず始めに農林水産大臣からご挨拶をお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○山田農林水産大臣 皆様、ご苦労さまです。今日はわざわざ本当にありがとうございます。

今、私ども、政権交代してから、森林・林業再生プラン、自給率50%を目指していろいろと省内でも検討させていただいております。菅内閣も非常に林業に熱心でございまして、私も、2年ぐらい前だったと思いますが、2年、3年前、菅さんと岡山とか三重県とかいろんな国内の山を見て回りましたし、ドイツの黒い森に1週間入って、向こうの製材所から工務店、山の伐採しているところ、現場、いろいろ見てまいりました。日本は67%森林に囲まれていながら、自給率が2割しかないという、こんなばかなことはないなど、どうしてだろうと、そういう話を何回もしているうちに、やはりドイツの黒い森でもオーストラリアでもそうですが、1ヘクタールの山に100メートル作業道がある。ドイツの山もやはり日本の山も上り下りは変わらない。それでいて違うところは、日本の山は1ヘクタールに17メートルしか作業道がない。いわゆる作業の効率化という意味で、作業自体もドイツの林業も日本の林業も今は重機を使ってプロセッサとかハーベスターでやることには変わりはない。結局、つまるところ、ただ人が入って伐り捨て間伐をやってきて、路網整備をしなかったというところに尽くるんじゃないかと、そういう感じを私ども持っております。

そんな中で、来年から路網を整備しない者には、一切、間伐切り捨ては禁止して予算をつけないと、そういうふうに今申しております、その間伐材にしてもどうなっているかといいますと、ドイツの山で私が見てきた限りでは、大きなこれくらいの製材の丸太でも端々を切るんじゃなくて4つに真ん中から切っていっている。すべての木の端から端まで製材する段階から何に使うかということをきちんと設計されているということに驚きました。出てくるのこくずもすべて燃やして、いわゆるバイオマス発電をし、そこで乾燥材をつくっていっているという

非常に合理的すぐれた手法をとっているなという気がいたしまして、日本においても林業を思い切ってそういう方向に持つていかなければいけないんではないか、そう考えて、今、省内でがんがんやっているところです。

また、実はおとといも私、中国に行っておりまして、中国との間でいわゆる違法伐採の木材は輸入しない。日本と中国だけで世界の木材供給の4分の1を輸入しておりますから、もう一切、合法性の証明がないいわゆる木材について輸入は一切やらないということで合意することができました。

中国といろいろと話したんですが、やはり木の文化の国ですので、中国のほうも、わざわざロシアとか、今ほとんどロシア材、南洋材なんですが、近い日本にいっぱい木があるんだから、日本から、山田さん、輸入してうちもいいんだというお話をございました。集成材は扱っているのかと聞きましたところ、もう今EJでもほとんど集成材ですね。集成材は今もちろん使っていますということなんで、そういうものも含めて、ひとつ日本から輸出というのは十分可能じゃないかと考えております。近く日本に来て業者も連れてくると言っていますので、一度、日本の山の関係の皆様方と近く会っていただきたいと思っているところです。

いずれにしましても、間伐材を火力発電所で混焼してもらったり、いろんな形で、私ども、温暖化対策をはじめ、これからいろいろと考えていかなきやいけないときに来ております。

そんなときに、国有林野の管理をどうしたらいいか。特別会計も含めて非常に頭の痛い問題を今抱えております。これについて広く皆様方からご意見をお聞きして、私どもも間違いない判断をさせていただきたいと考えているところです。

皆様方におかれまして、大変ではございますが、どうかひとつ櫻井座長さんはじめ皆様方でご審議いただいて、ひとつ私どもによりよいご報告をいただければありがたいと思っております。

今日は、皆様こうしてお集まりいただきまして大変ありがとうございました。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事次第によって進めさせていただきます。

本日は、審議事項といたしまして平成21年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況についてがございます。説明事項として平成21年度国有林野事業特別会計の決算概要と森林・林業再生プランの中間とりまとめなどがございます。

まず始めに、平成21年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況につきまして諮問いただき、審議するということになります。

なお、諮問文につきましてはお手元の資料に入っておりますので、ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、山田農林水産大臣から諮問をいただきたいと存じます。

○山田農林水産大臣 林政審議会会長 櫻井尚武 殿。

平成21年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について。

国有林野の管理経営に関する法律第6条の3第1項の規定に基づき、平成21年度における国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を別添により公表するに当たり、同条第2項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

よろしくお願ひいたします。

(諮問文 手交)

○櫻井会長 検討させていただきます。

なお、農林水産大臣におかれましては、公務のため、ただいまをもちまして退席されます。ご多忙のところ、どうもありがとうございました。

○山田農林水産大臣 どうぞよろしくお願ひいたします。

(山田農林水産大臣 退席)

○櫻井会長 それでは、ただいまの諮問のありました事案についてこれから審議を始めますが、その前に時間の設定でございますけれども、諮問事案については大体3時前くらいまでに終えたいと思っておりまして、それが終わった段階で若干休憩をとって、その後、再生プランのほうの説明に移りたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。

では、まずこの諮問事項につきまして事務局からの説明を受けるわけですが、その前に、前回の3月末の審議会開催以降に林野庁の幹部人事の異動がございましたので、事務局より紹介をお願いいたします。

○三浦林政課長 それでは、紹介させていただきます。

まず、林野庁長官、皆川でございます。

○皆川林野庁長官 皆川でございます。よろしくお願ひいたします。

○三浦林政課長 林野庁次長の沼田でございます。

○沼田林野庁次長 沼田でございます。よろしくお願ひいたします。

○三浦林政課長 林政部長の末松でございます。

○末松林政部長 末松でございます。よろしくお願ひいたします。

○三浦林政課長 国有林野部長の古久保でございます。

○古久保国有林野部長 古久保でございます。

○三浦林政課長 このほか、本日、林野庁の各課長が出席しておりますけれども、時間の関係等もございますので、今お配りしています資料の一番最後の資料に、右肩に「参考2」と振った資料がございます。こちらの林野庁関係者名簿をもちまして紹介にかえさせていただきます。

なお、議事次第の後に資料1から5までの資料一覧があるかと思います。資料の不足等ございましたら事務局のほうにお申しつけください。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

それでは、質問のありました平成21年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

また、関連事項の2のほうの平成21年度国有林野事業特別会計の決算概要についても続けて説明をお願いいたします。

○鈴木経営企画課長 それでは、事務局を務めております林野庁の経営企画課長の鈴木でございます。私のほうから説明させていただきます。

まず、本日説明いたしますのは本体が資料番号2でございますけれども、非常に厚くなっていますので、説明のほうは1の概要版でやらせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

資料番号1、「要約」と書いてございます。1ページおめくりいただきたいと思います。

まず、今回の実施状況につきましては、国有林野事業では国有林野の管理経営に関する法律に基づきまして毎年度9月末日までに前年度の国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況につきまして林政審議会のご意見をいただいた上で公表することといたしております。忌憚のないご意見をいただければと考えております。

国有林野の管理経営基本計画につきましては、国有林野事業の抜本的改革に基づいて目標が4つ掲げてございまして、大きなものとしては1つ目が、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の一層の推進を図ること、2つ目が、森林環境教育への貢献や森林とのふれあい、国民参加の森林づくり等への積極的な推進を図ること、3つ目が、地球温暖化防止、生物多様性の保全といった新たな国の政策課題への率先した取組を図る、4つ目が、国有林独自で勝手に考えるのではなくて、双方向の情報の受発信を基本とする国民との対話型の取り組みを推進することとしております。

こういった基本的な考え方について21年度どういうことを行ったかというのがこれからご説明する内容でございます。写真等でわかりやすく説明を申し上げたいと思っております。

それでは、1ページ目の右側からです。

まず1つ目が、公益的機能の維持増進を一層図っていくことということにつきましては、健全で多様な森づくりということで、やはり森林の持つ機能を多方面に発揮するという意味で、間伐などの施業や100年程度の長い周期で伐採・植林を繰り返す長伐期施業、さらに育成複層林施業といった地域に合った施業を推進するということといたしております。

写真にありますのは、高知県吾川郡いの町の森林でございますが、ここは吉野川の上流部に位置しております、嶺北森林管理署というところでございますけれども、林齢の違う木を育てて水源林としての機能を増進させるという取り組みをいたしております。

それから、その下の民有林との連携でございます。これにつきましては、今まで国有林、民有林ばらばらに施業計画を立ててやっていたわけですけれども、隣接するのであれば一緒にやったほうがいいということで共同でやるという形にしております。

この写真にありますのは長野県の中信森林管理署でございますけれども、松本市、松本地方事務所、森林組合、それからその地区の連合会といった方々にすべて入っていただきまして森林整備協定を締結したものでございます。平成20年までには設定箇所29カ所でございましたけれども、21年度は46カ所ということで、非常に大きくこの共同施業団地というのが増えております。ちなみに、この総面積は7万4,800ヘクタールございまして、国有林はそのうち2万6,900ヘクタールということで、周りにある民有林の方々の参加の面積が非常に大きくなっているということでございます。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページにつきましては間伐の推進と間伐材の有効利用ということでございまして、現在、地球温暖化防止に向けて国有林についても間伐の推進を積極的に行っているところでございます。

写真につきましては、列状間伐を行ったところの人工林でございまして、こういった間伐をするとともに、伐った木を使うということで、最近ではやはり路網と高性能林業機械を組み合わせた間伐材の搬出に重点を置いて行っているところでございます。

それから、その下は森林施業の低コスト化ということでございまして、やはり何といっても路網整備をしなきゃいけないということでございまして、その路網整備につきましても、林道ではなくて現地の中の路網を雨が降っても崩れない簡易なものを作っていくということでございまして、こういった取り組みをしているところでございます。

ちなみに、これについては福島県の会津森林管理署で県及び市町村、森林組合、林業事業体

といったいろいろ民間の方にも参加をいただいて、現地検討会を開催しているというところでございます。

それから、次の右側でございますが、国有林の役割にはもう一つやはり安全・安心という国民の生命財産を守るという役割がございまして、その中でもここに掲げさせていただいておりますように、地震の災害復旧であるとか、大雨の災害復旧に対してどう対応するかということをございます。

この岩手・宮城内陸地震の災害復旧につきましては、国有林の周りに民有林もございまして、民有林の直轄治山事業といたしまして知事さんの申請に基づきましてやっております。地震の災害発生直後と災害復旧工事の施工中ということが書いてありますけれども、迅速な対応をいたしているところでございます。

それから、その下の図は中国・九州北部豪雨における民有林の災害復旧への支援ということでございまして、これは山口県で災害を受けたんですけれども、山口県、こういった大災害時には治山の技術者が足りないということで、技術的知見を持っております国有林の職員を派遣いたしまして、災害復旧の調査に当たったということでございます。ちなみに、これにつきましては7月23日から8月5日まで派遣をしたところでございます。

それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。

3つ目が、森林環境教育への貢献並びに森林とのふれあいの推進ということでございます。森林環境教育ということで、子どもたちに豊かなさまざまな自然体験をしていただこうということで、国有林では「遊々の森」というのを協定を結んで実施しております。こういった「遊々の森」協定につきましては、平成21年度末で162カ所ございまして、新設11カ所、廃止1カ所でございまして、純増としては前年度に比べて10カ所プラスになっております。

写真につきましては北海道の美唄市との「遊々の森」協定でございまして、夏休みに子どもたちや保護者の方を対象にして、木の健康診断であるとか木登り体験といった森林環境教育を実施しているものでございます。

その下が国民参加の森林づくりへの支援ということでございまして、これについては、ボランティア団体等と森林管理署とが協定を結びまして、国有林をフィールドとして森林づくり活動を進めるということで、「ふれあいの森」というのをつくっておりますが、平成21年度末で132カ所ございます。

下の写真は、京都大阪森林管理事務所での社団法人京都モデルフォレスト協会とのふれあいの森の設定がされたところでの活動の様子を載せてございます。

それでは、次、右側に移させていただきます。

右側は地域の皆さんと一緒にやって行った自然再生ということでございまして、これはやはり希少の植物の保護とか植生の復元といったことを行うことによって生物多様性を発揮するよう自然再生に取り組むものでございます。

下の図は、北海道の北見市で行っております常呂川森林環境保全ふれあいセンターで、地域のボランティア団体や漁協の方々と一緒に針広混交林に誘導していくための再生モデル事業を行っている図でございます。

その下が木の文化の継承ということでございまして、これにつきましては、今まで「古事の森」をはじめとして地域での木の文化を引き継ぐための森づくりを実施してきているところでございますが、21年度につきましては、皆様ご存じの岩手県の平泉町で「平泉古事の森」を設定したということで、地域の方々と一緒に長伐期の文化財になる森づくりを進めているという写真でございます。

それでは、4ページをお開きください。4ページは新たな政策課題への率先した取組ということでございます。

まず1つ目が地球温暖化防止ということでございまして、地球温暖化防止にはもちろん間伐の整備が重要なわけですけれども、あわせてそれを使っていくという作業が要るわけとして、これにつきましては、下に書いてありますように、民有林と国有林が連携して地域材の利用促進を図るということでございまして、四国4県と地域材利用促進協議会を設立しております。

この写真につきましては、こういった一般の方に地域材の魅力や利用する意義について普及するため、原木市場や製材工場などを案内いたしまして学習会を開いているものでございます。

下の野生鳥獣被害防止につきましては、地域と連携してニホンジカの食害の防止であるとかいうことで取り組んでおりまして、シカの被害の防護柵の設置やくくりワナの設置などを行っている写真でございます。

それでは、次に右側の生物多様性の保全でございます。

生物多様性の保全につきましては、国有林は非常に原生的な生態系の保全という場所をたくさん持っております。そういった関係で、こういった保護すべき森林につきましては保護林や「緑の回廊」を設定いたしまして生物多様性の保全に努めているところでございます。

保護林につきましては、平成21年度843カ所、「緑の回廊」については24カ所でございます。「緑の回廊」の増加につきましては、本体の中で増減がわかるように記載をしております。

下の写真につきましては、屋久島での屋久島世界遺産地域科学委員会での議論の様子を書い

てございます。

その下の「オオタカモデル森林」の整備につきましては、関東の群馬森林署管内で貴重なオオタカを守るための森づくりの科学的データをそろえるという意味での実験の様子が書かれているところでございます。

それでは、次に5ページをお開きください。5ページにつきましては双方向の情報受発信による対話型の取組ということでございます。

新たな国有林が公益的機能重視に変わる際に国有林モニター制度というのをつくりまして、国有林のモニターになりたい方を公募いたしましてご意見をいただいて、それに対してお答えしていくという形をとっております。平成21年度当初現在、国有林のモニターに公募でなられておりますのは全国で341名になっております。それから、その下に地域管理経営計画策定前の地域懇談会ということで、地元の山をどう取り扱うかというのを国有林だけで決めるのではなくて、やはり地域の方々のご意見を聴いて行うということでございまして、平成21年度は、地元説明会、現地説明会を39回開催いたしたところでございます。

5番目につきましては林産物の持続的供給ということでございまして、国有林の中では公益的機能の維持増進を旨とする管理計画を基本としておりますけれども、やはり木材の持続的、計画的な供給というのも一つの役割でございます。その中で、どうしても民有林から供給が期待しにくい材料の供給にも努めたという例でございまして、伝統文化にも寄与するということで、下諏訪神社の御柱祭用の材料の供給の写真が出ております。

その下はシステム販売による低質材の供給ということでございまして、これは、山の中に木を伐って曲がりなどを外す場合に端材が出ますので、その端材をうまく集める専用コンテナというのをつくりまして、これでこの磐城署管内で約8,000立方をシステム販売によって供給したということでございます。

トピック的にはその下に、平成20年度秋以降急激なリーマンショックの後に景気悪化をいたしました。その結果、木材価格も大幅に下落したということで、国有林の供給量を調整いたしまして、民有林に影響を与えないようなセーフティーネット機能を果たしたという事例でございます。

それでは、次に最後のページで6ページでございます。

6ページにつきましては、国有林はやはり地元の地域振興にも役立たなければいけないという使命を持っておりまして、その中で国有林の貸付けということでございまして、地域の要望を踏まえまして国有林の貸付けを行っているところでございます。

下の写真は、木曽森林管理署で上松町の森林セラピーの拠点基地としてのセラピートラベル館の貸付け地の様子でございます。

それから、その下にレクリエーションのための国有林野の活用ということがございます。これにつきましては、国有林にはレクリエーションの森というのが多く設定されておりまして、全国に1,093カ所ございます。

この下の写真につきましては、高知県の自然休養林のリフレッシュ対策を、地域の工業高等学校の協力を得まして新たな展望台を設置したものでございまして、この取り組みは工業高校の建築科の3年生が実習として参加したということで、教育的効果にも役立っているんではなかと思います。

右側でございます。林業技術の開発ということでございまして、とりわけ地域の特性に応じた林業技術の開発に国有林は取り組んでいるわけでございまして、こういった技術につきましては、現地検討会等を通じまして地域の幅広い林業関係者の方々への普及に努めているところでございます。

写真の図は、改良型コンテナ苗自動耕耘植付機によるコンテナ苗の植付ということで、造林コストがまだ下がらないということでございまして、こういった中でコンテナ苗を植付けることによりまして、高効率で安全かつ労働強度が軽減される造林作業システムの確立のための実証に努めているところでございます。

最後に、財務の健全性の確保ということでございまして、収入確保に努めてまいりましたが、民間委託化を推進するというようなこと、それから地球温暖化防止対策に必要な事業費を確保しながら全体としての支出の削減に努めてきたわけでございます。

この結果、前年度に引き続き新規借入金はゼロということで、収入が支出を73億円上回ったというところでございます。

以上で、要約版でございましたけれども、私のほうから説明させていただきました。

○新井管理課長 引き続きまして、資料の3によりまして21年度の国有林の決算概要についてご説明をさせていただきたいと思います。管理課長の新井と申します。よろしくお願いします。

1枚目、文字で書いてありますけれども、2枚目をおめくりいただきまして、国有林野事業の収支状況の表に即しましてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、国有林野事業の収入でございますけれども、左側の一番上でございますけれども、事業収入につきましては、まず林産物等収入でございますけれども、販売量につきましては約30万立米販売をいたし、対前年に比べまして1割ぐらいの増でありましたけれども、一方で販

売単価が2割ぐらい下がったということで、結果といたしまして23億円の減ということで204億円ということになったところでございます。

続きまして、一般会計からの受け入れでございます。左の真ん中の段でございますけれども、このうち事業施設費財源、これは森林整備のための一般会計からの繰り入れでございますけれども、これが201億円増加しているということ、それから治山事業費財源、これはもちろん治山事業のための財源でございますけれども、これが68億円増加しているということがございまして、前年に比べまして250億円の増ということになってございます。

これは、補正予算等もありましたが、合わせまして20年度から21年度への繰り越しが非常に多かった一方、21年度については年度内消化を原則とするということで21から22への繰り越しが少なかったことによりまして、前年度より250億円の増加ということになったところでございます。

続きまして、右側の支出でございます。支出費目のうち一番上的人件費でございますけれども、人件費につきましては職員数の適正化に努めまして、前年度よりも39億円の減少ということになっているところでございます。事業的経費につきましては、森林整備が先ほど申し上げました一般会計からの受け入れといたしまして210億円の増加ということになったところでございます。

以上のような収入、支出の状況を受けましてトータルといたしましては、先ほど話にありましたように収支差73億円ということになっているところでございまして、21年度におきましても新しい借り入れの追加はなく済んだところでございます。

以上でございます。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

ただいま国有林野の管理経営の基本計画に関しまして21年度に行った事業、仕事の概要を説明していただきました。より詳しい内容はこの厚い資料2でチェックしていただければと思いますが、この件につきまして皆様から忌憚のない意見をいただきたいと思います。どなたからでも結構でございますが、ご意見、ご質問ありましたらお願ひいたします。

説明にありましたように、大きないくつかの方針でいろいろなものを進めてきましたということと実際にこのようなことを進めたよということでございます。これについてわからないところ、あるいは何かコメントがございましたらお願ひいたします。

では、恵さん。

○恵委員 恵でございます。

一番最後に国有林野事業の収支状況のご説明を管理課長さんからいただいた際に、支出の人件費のご説明で、39億円の減に関して職員数の適正化というご説明でしたが、適正というのがどんなふうに理解したらよろしいのか、いわゆる林野にかかわる人々というのは数が足りないのではないかという一般的な感想ですので、それに対してどういうことをもって適正というふうにおっしゃったのか理解できるように教えてください。

○櫻井会長 管理課長、お願ひします。

○新井管理課長 大変恐縮でございます。財政用語で申し上げまして恐縮でございます。

国有林の職員には定員内の職員と基幹作業職員という現場で働いておられる方がございます。平成10年の抜本改革によりまして収支を合わせるということで定員の計画的な合理化が図られてまいりましたけれども、それからあと政府全体で2%の職員の縮減ということに伴いまして、国有林の職員も2%の減少ということでやってまいりました。そういったことを含めまして約100人ぐらいの定員内の職員の減少でございますけれども、それと、それから基幹作業職員の定年退職されました分の自然減ということで、合計でこれだけの金額の減少ということになったところでございます。

○恵委員 ありがとうございます。

基本的には職員の方の減少ということが事業に対して影響がない範囲での減少結果であるという意味での適正と。ありがとうございました。

○櫻井会長 ほかにございましょうか。

では、合原さんお願ひします。

○合原委員 合原です。

国有林の生産調整の件が若干触れられておりましたが、それは数値的に年間の生産量というのをどこまで収入と支出の問題と、あと一般会計と特別会計とございますのでどういうバランスで、例えば昨年みたいに非常に供給過多になったときに国有林が若干生産調整いたしましたということを明言いたしましたが、私ども林業現場では全体的に単年度では、要するに用材生産としては6割、7割ぐらい近く国産材の供給はありましたけれども、全体としての生産量はやはり下がっていますよね。その中で国有林の生産量は下がっていないので、結果的にそれは生産調整と言えるかどうかという、その国有林の事業スタンスとしてどういう形でそこを収入と支出のバランスというので数値目標としているのかをお聞きしたい。

○櫻井会長 これは説明された資料の5ページのところの生産調整の話ですか。

○合原委員 そうですね。やはり林産物の持続的かつ計画的な供給というところの基本的な国

有林の、例えば50%国産材と大臣もおっしゃっていますが、その50%は何の量の50%で、どういうふうにそこをリサーチしながらマーケットを調整していくというふうに考えていらっしゃるか、そこら辺が明確ではないので私ども民有林としてはどうもわかりにくいですね。

○櫻井会長 民有林のほうが安心できるような調整になっていなかつたのではないかというお話をですか。

○合原委員 いえ、国有林が木材供給の調整を行う機能はまだきちっとないんじゃないかなというふうに。だから、その機能の増進というものを国有林としては今後どうしていくのかということは明確に記されていないので、昨年度も、難しい問題ですけれども、しますとおっしゃったんですが、結果的に地域格差があるという情報を私はいただきまして、どういう形で生産調整というのは、システム販売の問題も一つございますけれども、あと一般的に入札とかという現場の計画というもののときに、その生産調整というのが国有林がどこの数値でもっておやりになろうとするのかなというのが、この事業の収支状況のときにちょっとわかりにくいくらいですね。結果的に、例えば一般会計よりの受け入れが250億円で前年度より増えていますよね。収支差73億円というのは確かに黒字になっているような感じですけれども、250億円もらっているわけですから、私どもから見ればこれは当たり前にやないかなと思ったりするわけですね。ただ、その明確なところがなかなか見えてこない。民有林というのは極めて零細で地域で生産していますから、生産調整というのはなかなかできにくい面がございまして、そこをマーケットをそのままに国有林がしておくと、極めて森林の荒廃がまだこれからさらに起きる可能性というのを私は現場で感じるので、そこはやっぱり国有林の責任としてもっときちんと明確な事業スタンスを持っていただきたいと。これを見たらそれは見えないので、それだけ指摘しておきたいです。

○櫻井会長 計画ではまずどうなっているのかということとその実際にやられたことについてそれがはっきり見えにくい説明になっているのではないかということでございますが。

○鈴木経営企画課長 恐らく2つあると思うんですけれども、まず1つは、今回の実施状況については昨年度の実施状況ですのでこれの事実関係を申し上げますと、ご存じのようにリーマンショックが起きて、住宅着工が3割も落ちましたので、当然、木材の需要量も急激に下がりました。その結果、木材価格の下落というのが起きました、とりわけ地域の中でどうしてもアンバランスが非常に大きくなつた地域については、国有林としてはまず伐採を一時止めて、販売時期をずらす、いわゆる民有林材が市場にあふれているときに国有林材も追加で供給してあふれないようにするというような作業で、まず1つは販売の調整を行うことをします。

それからもう一つは、立ったままで売る立木販売ってあるんですけども、その場合は搬出期限の延長を認めて、いわゆる今年度までに伐らなきやいけないという契約を来年度まで延ばしていいですよというようなことで、実際に国有林の中から木が出るのをずらして、民有林の価格が回復するのにあわせていくというような発想でやっております。

ただし、今まで特別会計でずっとやっておりますので、最終的には収支を合わせなきやいけないということになりますけれども、そこはその地域に置かれている民有林の方といろいろその地域の実情についてお話しする中で、例えば昨年度であれば高知県とか、そういったエリアの中でお互いに話をしまして調整したというところでございます。

それから、もう一つの視点は、恐らく自給率50%に向けてどうやって国有林材と民有林材の調整をしていくかということだと思います。これにつきましては、50%という目標については、単に50%だけではなくて、やはり木材の需要量を8,000万から1億立方確保した上で50%ですので、そのところは地域の木材産業の成熟度合いとかいろいろありますので、それに合わせて国有林が先導してやっていく地域と民有林さんと共同してやっていく地域、民有林さんの先導に合わせていく地域とか、そういった地域のビジョンを描きながら一緒になって5割を達成していくという方向だと思います。

それには、やっぱりコストを下げていくという問題もありますので、先ほど言いましたように民有林と国有林の共同の施業団地みたいなのをつくれば、もうちょっと共同で木材の生産計画ができるようになるんではないかというふうに考えております。国有林が独自で走って50%を達成できるわけじゃございませんので、そこはそういう機能を十分認識しながらやっていくという形になろうかと思っております。

○櫻井会長 よろしいでしょうか。

○合原委員 前向きにそこら辺の機能を双方向性の対話でもって民有林とやっていただきたいと思います。現実、一昨年のときはやはりシステム販売とかで結果的に、国有林材はシステム販売で保証されたけれども、地域の生産量はカットされたりしてばんと落ちたりして、非常に困りになってしまった地域というのが結構あるんですね。だから、そこら辺の調整機能を早目にうまくやっていけると私どもは非常に助かると思いました。

以上です。

○櫻井会長 ということで、地域ともいろいろと調整をしつつ進めていただきたいという希望が1つ出ております。

では、池淵先生。

○池淵委員 路網の整備のところで書かれているのですが、この21年度末の路線数とか延長とか、それから作業道とか、そういうキロ数とか、そういう形のものを文書でお見せいただいているんですけども、21年度からの10年の管理経営基本計画で目標を立てられた、そういうものに照らしてこの当該21年度のこれが達成度がどれぐらいもういっているのかということと、それからいろいろ国情の違いがあるので難しいのかもわからないけれども、一方ではその路網密度とかいうことが先ほどから出ていて、こういう路網の延長を路網密度とか、そういうものに変換すると、次また書かれている目標達成という形で路網密度をちょっとと言われているものだから、そこらあたりをちょっとお聞かせいただければありがたいなと思うんですけども。

○櫻井会長 現在の路網密度の目標地点なぞも一応ベースに置いた上での現在どうなっているかということになりますよね。100メートルというのはこれから話なので、今のところまだそこが入っていないと。実際に今の池淵先生の質問のほうでどんなのがございますか。目標に

対してどれぐらいの林道が今できているのかというのが一番の基本ですね。
○鈴木経営企画課長 路網密度でございますけれども、路網密度の目標は設定されておりませんが、国有林につきましても森林・林業基本計画の整備目標というのがございまして、その中で達成率というのをつくっておりますが、現在のところ50%程度ということでございます。
それから、林内の整備状況につきまして、国有林の現在の路網密度については7.8メートルでございます。

○池淵委員 1ヘクタールですね。

○鈴木経営企画課長 そうです。民有林については15.1m/haでございます。これは19年度末の数字でございます。

○櫻井会長 今の数字なんですけれども、国有林の全部の面積で国有林内にある路網を割り算した数字なのか、いわゆる生産林と言われているところの中の林分の面積に対しての路網の密度なのか。つまり、絶対放棄地とか国立公園のど真ん中とか、そういうところに林道が少ないよって当たり前なんだけれども、それも母数に入れちゃうと物すごく短くなる。

○鈴木経営企画課長 全面積でやっております。

○櫻井会長 ドイツがどうとか、オーストラリアがどうとか言っているのは、多分、生産林地で100メートルあるんだろうと思うんですよ。アルプスのマッターホルンのてっぺんに道路がないじゃないかなんていうことは言っていないと思うんですね。

○津元森林整備部長 今、実は基本計画のほうで明らかにしているのは、林道の開設延長というのを目標としております。その林道については、全体の密度というのは全体で割りますけれ

ども、目標とする数値につきましては、ちょっと詳しくは説明できませんが、例えば禁伐区域であるとか、そういうところを加味して、例えば国有林と民有林では多少差があるとか、単純に何メートルということではなくて、計算過程においては少し中身の工夫はしておるというふうに考えております。

それと、実際に林業的に木材を搬出したりするときの路網という、林道と作業道と、さらに作業路といったような全体の路網の密度をどうするかという議論がありまして、これは、例えば現在ドイツが100とかという数字がありますけれども、その森林・林業再生プランにおきましては、いわゆる傾斜の緩いところ、30度未満、そういうところについては100メートルを目指す。それから、急斜面は30メートルぐらいに抑えていくと。大体、平均で50メートルぐらいにはそろえていこうではないかといったようなことを考えております。

ただ、これは、天然林とか、そういうことを除いて、いわゆる人工林の木材を搬出するところについては人工林の大体3分の2ぐらいを対象にそのようなものを路網としてつくっていきたいというようなことを今検討しております。

○櫻井会長 今の路網は、作業道、作業路みたいなものも入れた上での車が通って物を搬出できるような道という意味ですね。

○津元森林整備部長 現在、作業道、路網の数字は17メートルと日本にありますけれども、これは、林道と作業道、これを足した数字を推計しております。ただ、先ほど言いましたように、今後、後ほど説明がございますけれども、林業再生プランのほうで路網というものの区分を、現在検討中ですけれども、きちんと決めて、壊れない、要するに繰り返し使える道——今の道というのは一時的な道なんかも含めたり含めなかつたりするようなこともありますけれども、今後は一度つくった道は作業路でも作業道でも繰り返し使うといったことを前提とした路網の全体の体系というものをきちんとつくっていきたいというふうに考えてございます。

○櫻井会長 ということで大枠はわかるとして、小枠で細かくいくとよくわからないところも若干ありますけれども、全体の流れはこういうことだということで、この後きっと再生プランのほうでは整理したものを出そうということになっているんだと思います。

ほかにございますか。

倉沢先生。

○倉沢委員 要約の5ページ、本文のほうですと27ページに当たるところですが、双方向の情報受発信による対話型の取組ということなんですが、政府のほうからの広報活動が十分なされているというのは大体推測がつくんですが、民間のほうからのフィードバックといいましょう

か意見が具体的にどういう形で反映されているかというのが、いただいたご意見を各計画に反映しましたとしか書いていないのでイメージがわからなくて、つまり一般の民間人、私どもの考え方が一体どのくらい本当にフィードバックされているのかというのが、この報告では通り一遍でちょっとイメージがわかないんですけれども、何かもう少し具体的な書き方というのはできないものなんでしょうか。

○櫻井会長 要約版では5ページの左側、それから本体では27ページのところに書いてございますが、その反映の仕方についてもう少し書きぶりがあるのではないかというコメントでございますが、いかがでしょうか。

○鈴木経営企画課長 具体的には、国有林モニターの方からいただいたご意見につきましては、まず例えばということで例示で申し上げますと、ホームページについてのご意見とかをリニューアルするときに意見を踏まえて変えましたとか、それから開催行事など知りたい情報が見つけにくいとかいうご意見につきましても、ホームページの改善を行って一般の方にすぐわかるようにしたというようなことが例として挙げられます。

それから、森林環境教育を今後さらに進めたらいいんではないかというご意見に対応して取り組みの推進を追加したとか、それから局内で共有して各課の事業に反映するというようなこともしておりますが、いつでもご意見を受け付けて、いただいたご意見については適宜いただいた方に意見をお返しして、その返した内容についてはみんなで共有しましょうといった形で実際は活用させていただいているということでございます。

記述につきましては、いただいたご意見を各計画に反映しましたということでございまして書いているんですが、どういう書きぶりがいいかについてはもう少し見えるようにしたほうがいいというご意見だと思いますので、検討させていただきます。

○櫻井会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに。

早坂さん。

○早坂委員 森林環境教育の推進ということで、31ページ、32ページに資料の2に載っておりまして、この表の5を見ますと、保育園、幼稚園、それからその他まで表が載っています、これは回数とか参加人数ということで実際の数字が載っております。これ、お願いしたいのは、都市部の方たちという数字がどういう形かで載らないかどうか。いつもこの資料を見ましても、事例として載っているものというのは意外と山間部、もちろん国有林は山の中のほうですから奥地奥山なんですけれども、でも実際に環境教育を受けてほしいのは都市部の方たち。ですか

ら、この数字の中に都市部の学校がどれだけ入っているのか、人数がどれだけ入っているのかというものを少し載せていただくと、環境教育がかなり浸透しているか否かというのがわかるかと思いますので、ぜひ次回からでも結構ですのでお願いしたいと思います。

以上です。

それから、もう一つ、ちょっとついでによろしいでしょうか。先ほど木材価格の急落の木材供給の調整ということで合原委員から意見がありまして、ちょっと私も気になったことが1つありましたので、これ、木材供給の調整をいたしましたという、もうさもしましたよという表現だったんですけども、現実的には調整をしなくちゃならないような状況だったんでそのように至ったのかなと。要は、こう言ったら大変なんすけれども、現実的にこれというのはしなくちゃいけなくて必然的になった部分もかなりあるんじゃないかなと。要は、民間のところで木材価格がかなり安くなつて、木材も出なくなる。高くも売れないんでかなり調整も民間でもされていた。それからまた、入れたくとも受け入れ側が受け取ってくれないというのがかなりあったようなふうに聞いておりましたんで、これは調整を行いましたというよりも、調整に至ったとか柔軟な対応をしたとかという形に本来はなるんじゃないかなとちょっと思ったものですから、それは結果はどうあれお任せしますけれども、そうではなかつたかなというふうに私は認識しました。以上です。

○櫻井会長 今の話のうちの最初のほうで、都市部の方の割合というのはわかるんでしょう。

○鈴木経営企画課長 全部、報告は受けてるので足し算をするとわかりますが、個票を積み上げなければいけません。

○櫻井会長 ただ、この文章の中に31ページですけれども、下から2つ目の段落のところに都市部の小学校云々というのが出てきますので、それ以外のところには田舎の子と書いていませんので、そのことをこれは書いているのかなと読めないことはないけれども、それはその辺のところをもう少し安心して読めるようにチェックが入つたほうがいいかな。

○鈴木経営企画課長 わかりました。

○櫻井会長 あと、木材のほうはなかなか難しい話なんですが、これは国有林が昔から任せられた仕事なんです。これに何かコメントござりますか。結果的に卖れないんだから伐れなくなっているだけのことであってとめたんじゃないんだろうという、そういう話なんだろうと思うんですが、でもそのときに独立採算制で収入がとれていないから伐っちゃうよという話があったんでしょうが、それでも国としてはやっぱり出せないというのが調整に入るのかなという多分これは解釈。

○鈴木経営企画課長　正確に言いますと、実際には意図として我々国有林としてはやりましたと。ただ、売れなかつたというのは民・国とも一緒ですので、早坂委員ご承知のように、東北の合板工場がいきなり受け入れストップしたりして、いろいろな問題がありましたけれども、それについても我々も民有林の方と一緒に向こう側との話し合いとか、そういうのもやらせていただいておりますので、一方的に国有林だけが何かもうけ逃げするとか、そういう発想は全くありませんので、お互いに価格下落で苦労したのは一緒でございます。

○櫻井会長　ここでのコメントは、結局そういうふうな言われ方もするかもしれないということを考えた上でこの書きぶりでいいのかどうかということだと思いますので、わかった上で結構だということであれば結構かと、そんなのでいいでしょうか。

○鈴木経営企画課長　わかりました。

○早坂委員　ありがとうございました。

○櫻井会長　ほかにご意見ございますか。

では、岡田先生。

○岡田委員　幾つかありますが、本体のほうのページでまいりたいと思います。

13ページですが、ここは機能区分をしたその森林ごとのいろんなことが出てくるんですが、この表の中に主伐が出てこないですね。これは出せませんか。

あるいは、もう一つは、間伐と主伐も入れていただいて循環利用のところの割合が出てくると、大変わかりがいいと思うんですが。

それと、ここはこの後のところとも関係するんですが、収穫についてはボリュームだけで面積が出ませんよね、これはやっぱりどうしても出ないものですかね。これは質問です。

それから、84ページを開いてみてください。ここは先ほどの調整と関係するんですが、分収林、これの伐採の量が出てきます。この分収林は、いわばマーケットにおける木材生産の調整というその対象に入ってくるかどうかという考え方でいいんですが、ここをお願いします。

それから、続いては活用のところなんですが、これは89ページ以降ですね。この中で、やはり地域にとって大変大きな面積で非常に重要なのは採草地あるいは農耕地としての貸し付けです。これとかかわって、こここの数値にもありますように、21年度は随分減っております。すなわち、この返すとか返さないとかという、こういう動きが随分と一方では出てきているということなんですが、特に民のところでお借りをして國に返したいと、こういうときに原状復帰だと、こういうことが条件だということはよく聞いているんですが、その場合のその原状というのをどのようにとらえるかなんですね。もう既に80年だ、50年だと借りている場合、50年前の

原状復帰というのがあり得るのかどうかというこのあたりの考え方を改めてお尋ねしたいなと思っています。

それから、もう一つは、111ページに関連するんですが、地域振興の寄与との関係です。ここで書き込まれておりますのは、大体いわば木材ですとかそれ以外の利用ですとか、いわば具体的な目に見える一つの側面をつかまえて書いているんですけれども、このソフト部分というか、あるいは目に見えないところという意味合いでもいいと思うんですが、地域振興への寄与といった場合にこれから先も大事だと思いますのは、地域のこの事業体を育成するという、そういう側面が非常に大事だと思うんですけども、ここにかかわっての寄与というのもないわけではないというふうに思うんですが、このあたりをもう少し上手に書き込めないのか、事実として少ないので、このあたりについて少し教えてください。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。岡田先生から4点ございまして、13ページの本文のところでは主伐という言葉がないんだけれども、やっぱり林業をやる以上は主伐があるはずだろうということで、その量は出ないのかということと、伐採面積では説明が出てくるものがないのかな。

84ページについては分収林の問題ですね。

89ページについては、これは貸付け地の原状復帰の「原状」ですか。その原状というのは一体どういうふうな理解をするのかと。もとの森林を伐り開いちゃって植えて作業をやってやめちゃったら、伐り開いた後の更地しか出てこないんじゃないかというふうな話ですね。

それから、111ページの地域振興では、ソフト面というようなもの、地域の事業体育成みたいなものに対する寄与ももう少しあるのではないのか、書いていないということは書けないのか書かないのかというふうなところの質問です。いかがでしょうか。

○鈴木経営企画課長 それでは、最後にお話しのありました111ページの事業体の育成については、「地域振興への寄与」の上から2行目に、国有林野事業は事業の民間委託を通じた事業体の育成や就労の場の提供ということで、上の段には書き込んではあるんですが、そういうことでよろしいんでしょうか。それとも、改めてもっと別の書きぶりのほうがいいということでしょうか。「事業体の育成」という用語がないということについてはここに一応書き込んでありますというのが1点でございます。

それから、林産物の販売の84ページの分収林等につきましては、これについては相手方の意向を確認した上で延長したりしておりますけれども、マーケットの影響でということは現在のところは行っておりませんが、一般的にマーケットが下がると、これが予定価格に達しないで

売れないということで、結果的には販売が微量になっているという形になるんではないかと思います。

それから、最初の主伐については、結果的には間伐で更新しているわけではないので更新のところにありますので、当年度に切って当年度に更新するという1対1にはなりませんけれども、更新の欄では並べていけば見られるようになるんではないかと思いますが、主伐のデータはありますが、この更新の欄とどういうふうに見比べるかというのは難しい部分があるのでちょっと検討させていただきたいと思います。

○岡田委員 今の件ですが、いいですか。

この場所が公益性のところですよね、大きなタイトルで。だから、あえて書いていないのかなということも思うんですけども、逆にいろいろな機能区分をしながらも、さまざまな機能区分のところでも主伐があって、木材生産というのはそれなりにやはり公益性の一つの側面、いろんな区分があってもそういう側面を持つという意味でも書き込んだらどうかなという気もするんですよね。

○鈴木経営企画課長 検討させてください。

○櫻井会長 例えば今の話ですと、13ページのところで上のほうの文章として「木材の生産目標に応じて更新、保育や間伐」と書いてありますよね。この「更新」の前に「主伐の後の速やかな更新」とか、そういう言い方をするとこれは納得できるんじゃないかな。ただ、書いて具合が悪いかどうか知りませんけれども、そこまでちょっと考えずにまず言いましたが。

○河野国有林野管理室長 国有林野管理室長でございます。

89ページの国有林野の貸付けの関係でございますが、原状復帰につきましてはもとの森林に戻すというのが基本的な考え方でございますけれども、特に農耕、採草放牧地につきましては先生のご指摘のようにずっと使っていない場合もございますし、現状も広葉樹が入っているとか、いろんな状況がございますので、その復旧に関しましては画一的に対応するということではなくて、どういう樹種を植えるのか、ましてや植え方につきましても例えば地域のボランティアの方々と一緒にやっていくとか、そういったそれぞれの状況に応じまして対応をさせていただいているということが現状でございます。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。では、横山委員。

○横山委員 本体のほうの1ページ、2ページのことに関して少し私見を述べさせていただきたいと思います。

この実施状況というものの位置づけですけれども、2ページの第3パラグラフに、管理経営

基本計画というのは平成21年度から始まる10年間ということで初年度であるわけですよね。そうすると、初年度というのはかなり重要だというようなことの書き込みも必要なんではないかと。そのときに、国民の皆さんとの理解をいただけるようということで、国民の皆さん情報がどの程度なのかということはちょっと難しいんでしょうけれども、そもそも今期の管理経営基本計画の骨格というのはどこを見たらわかるんだと。そういうことで、初年度ということもありますので、その10年間の中の初年度として均等にやっていくようなイメージで理解したらいののか、あるいはそれぞれの優先順位に違いがあったのかどうかとか、そういうようなメッセージも知りたいんじゃないかなと。

だから、その数値目標云々というようなことについてはいろいろ難しいにしても、どこを重点的にやろうとしていたのかとか、そういうようなメッセージも盛り込まれると望ましいんじゃないかなと。

それからまた、10年計画の初年度としてはある程度結果としてこれだけどういうふうに自己点検なり自己評価として所定の目標をちゃんとやったんだということを言っていいのかどうかですね。その辺のところの文言が加えられてもよろしいんじゃないかなと個人的には思いました。

以上です。

○櫻井会長 どうもありがとうございます。

今のところで何かコメントございますか。つまり、森林・林業基本計画に基づいた管理経営基本計画と、これがどんなものであるのかというのを説明できる文言が少しあったほうがいいという横山さんのお話でしたかね。

それからもう一つは、この10年間にに対しての最初の1年目としてはこれだけやったことはわかったけれども、やったことがどうだったのかと。どうだったということは書きにくいですけれどもね。当然、やった側はいいだろうというわけでございますけれども。

ということで、何かコメントございますか。

○鈴木経営企画課長 管理基本計画の項目だけに基づいてこの記述はさせていただいておりますけれども、確かにおっしゃったように初年度ということもありますので、その初年度で普通どおり書いていいかどうかという、初年度だということをどう表現するかというのについてはちょっと検討させていただきたい。

○櫻井会長 ちょっと質問ですけれども、森林・林業基本計画がぱっと林野庁のホームページから出てくるのは知っているんですけども、管理経営基本計画もそこに行くのは非

常に簡単に行き着けるということでおろしいですかね。

○鈴木経営企画課長 行き着けます。

○櫻井会長 わかりました。

ほかにご意見ございますか。島村先生。

○島村委員 島村でございます。

この管理経営基本計画というそのものに関して実際行われた取り組みというものについてちょっと質問したいんですが、この要約版の2ページ目に4つの大きな柱ということで、星印で4つ大きく書いてあるわけですね、左のほうに。実は、この中に木材の安定的な供給というのが抜けているんです。実は、国有林は、多分、将来、自給率を50%とする中で、木材供給に重要な役割を果たしていくということだと思うんですが、その辺はこれはもともと載っていなかったということなんでしょうか。細かい説明に入りますと安定的な供給というのはちゃんと出てくるんですけども、それが1つ。

逆に、私のほうでちょっと気にしますのは、国有林が逆に木材の伐採というところに対して非常にしり込みしているというか、気にしているという気持ちがここに入っているのかちょっとわからない、それが1点です。それが最初の質問です。

それから、細かな取り組みの中で、これは要約版にはないんですけども、本文の109とか110に「林業技術の開発普及」ということでいろんな取り組みが書いてあるんですが、私は一番この中で気になっていますのは、いわゆる複層林化あるいは針広混交林化ということでいわゆる長伐期化するという一つの方針なんですが、これを国有林として民間も含めて推奨していかれるのか。いかれるとしたら、やはりきちんとしたビジネスモデルが提示されないといけないんじゃないかなと。

それは、やはり過去、戦後ずっと四、五十年の伐期ということでやってきましたので、こういう長伐期化、90年、100年ということをやっていくには、それなりのビジネスモデルを国民に示していく方針転換というか、そういうのが必要じゃないかなと実は思っています。これは従来思っていることなんですけれども、その辺の整理がされているのかなというのは2つ目の質問です。以上です。

○鈴木経営企画課長 1点目につきましては、目次をずっと見ていただきますと「国有林野の林産物の供給」という欄が出てくるわけですけれども、基本的には、木が立っている間は公益的機能の維持を図りつつ、収穫したものについては安定的な林産物の供給に努めるというのが考え方でございまして、林産物の供給という機能を全く計画から外したわけではないというこ

とでございます。その点で供給については安定的な供給というやり方を実施状況の公表の中ではさせていただくということでございますので、国有林が林産物の供給の役割をなくしたということではないということでございまして、一応、管理経営ということで一番出だしあはきちつとした山をつくって、その結果としてやはり林産物の供給をやっていくということになるんではないかというふうに考えております。

それから、2点目の長伐期化のビジネスモデルという針広混交林ということでございますけれども、これについては文章上もありますように多様な森づくりを推進しということで、すべてをこっちへ持っていくとかということを記述しているわけではございませんので、その場所に合わせた山づくりをしていくということになるんではないかというふうに考えております。

そういう意味で、一番最初の要約版の1番目に書いてあるところには、四国の吉野川の上流の水源地での取り組みという形で事例として挙げさせていただいているという形だと思っております。

○櫻井会長 目次で見ていただければわかるように、木材生産というのは大きな柱であると。ただ、要約版といたしましては、50%は日本国全体の森林の問題なので、こここのところでぎやあぎやあ書く話ではというよりも、国有林はもう少し調整機能の話のほうへ持っていくいかというのが入っていますということと、もう一個は公益機能の部分で複層林あるいは無理してつくった人工造林地は混交林なり広葉樹林なり本来の植生のほうに戻していくかというふうなのがこここのところに入っているという理解でよろしいでしょうか。

話としては、だからこここの表に出ていくものとしてはこれがございますので、こここのところで国有林は、当然、木材生産機能を国民の財産としては出していきますよということはしっかりと書き込んであるはずであるという。読めることは読みますのでということで、どうもありがとうございました。

あと1つぐらい。では、恵さん。

○恵委員 恵です。

路網の整備に伴って低コスト化に取り組んでこられたという点と、例えば110ページですか要約版の6ページのほうに林業技術の開発というところ、少し離れて記述されているんですが、林業技術の開発と路網を整備していきながら効率的なコストダウンを含めて施業していくということに関して、例えば技術のほうですね。要約の6ページとか110ページの改良型コンテナ苗自動植付け機のようなものというのが開発途中でまだあるのか、このアタッチメントがもう本当に価格が安くなつて普及するのであるというところなのか、このあたりも少し記述

があると、これが普及していくにはコスト化に、例えば太陽熱パネルの普及が全国で何%になればコスト化になるみたいな、そういう予測的なことなどないと、これが技術としてあるのでコスト化に直結しているとはまだ言い切れないのかどうかというところをどのように書き込むかですね。誤解のないようにしていくというのが、もしかすると必要かなという気がします。

それから、もう一点、全然つけ足しですが、改良型の苗が植えられるというアタッチメントを開発されたときに、苗はたくさん効率よく植えられるのかもしれないですが、同時に鳥獣害除けの柵というのは人手間でやらなくてはいけないのか、それも一齊に、苗が植えられたらチューブというか、そういうのが一緒に設置できるような技術も検討しておられるのかですね。ある程度、ある部分の技術は発達しても、また同じように人手間がかかるところは残されているというようなところがあるのかどうなのか。

これは後ろのほうは質問ですが、記述についていかがでしょうか。

○櫻井会長 恐らく109ページのこの書き方は、いろいろ取り組んでとにかく研究機関や大学とも連携しながら進めているんだから、できているはずはないよなという気がするんですけども、実際それはどうなのかというのはいかがでしょうか。つまり、やっていないわけじゃないけれども、できていないよという書きぶりに見えますけれども、実際の書かれたほうは何か。

○鈴木経営企画課長 路網のほうですと、前のほうに低成本路網の現地検討会の開催ということで16ページに書いてあります、これは民有林の関係者も入れてもう実際に実用で前へ進んでいるということでございます。

後ろの110ページのところは林業技術の開発普及ということでございまして、まだ確立されてきつつしていく段階に至っていないものという意味づけでございまして、表のところにまず造林作業システム確立のための実証実験ということでございまして、まだこれは実証の実験をしている段階であるということだと思います。

それと、2つ目のシカ柵とか、そういう話でございますけれども、伐採のほうのコストダウンというのは結構いろんな取り組みで大体わかって、実証というかもう始まっているんですけども、一番コストが下がらない造林コストについては、まず1つには伐採時からもう既に植えることを考えながらコストをかけ、伐り方を考えていくとかということと、同じ並びで、今後それじゃ苗を植えた後にそれが食害を受けないようにどうしたらいいかというのもやはりセットでいろんなことを研究していくかなきやいけないというふうに考えております。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

いろいろご意見いただきまして、まだまだいっぱいあると思うんですけれども、今後の経営管理運営のために施策を使ってやっていくためにはいろんなご意見を出していただく場が、この後、白書の書きぶり、説明なんかのところでも出せる場だと思いますので、今後ともそれはよろしくお願ひいたします。

○横山委員 1点だけ。先ほどホームページに載っているというようなお話だったんですけれども、これはできるのかどうかわかりませんが、森林・林業基本計画というものと、それから管理経営基本計画については、本体のほうで125ページにホームページアドレスが載っていますよね、それぞれの。ここにやはりこの2点についてのURLを書いておいていただいたほうが、一般の国民の皆さんにとっても探す——検索すればわかると言えばわかるんでしょうねけれども、そういう工夫もご検討をしていただけたらなと思っているということを申し上げたいと思います。

○櫻井会長 では、よろしくお願ひいたします。

ということで、この件についてはいろいろご意見をいただきましたけれども、取りまとめにそろそろ入らせていただきたいと思いますが、先ほど山田農林水産大臣からいただきました質問の国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況というものでございますが、これはこの問い合わせご質問、ご意見、それからお答えいただきましたけれども、今回のこれについては適当であるというふうな旨の答申を行いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

では、答申文の案を配付いたしますので、ご確認をいただきたいと思います。

(答申文(案) 配付)

○櫻井会長 よろしいでしょうか。ここに、今、皆様のお手元に入りました答申でございますけれども、下記のとおり答申いたしますということで、平成21年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について適当であると認める。なお、林政審議会の意見の概要は別添のとおりであるということで、意見の概要といたしましていろいろご意見をいただきましたものは各委員会の方々のほうでいろいろと対応していただくことにいたしまして、ここにつけるものとしては講評に当たっては付すべき意見はないということで答申いたしたいと思いますが、いいですか。

(「異議なし」の声あり)

○櫻井会長 どうもありがとうございます。では、そのように答申させていただきます。どうもありがとうございました。

では、ここで10分ほど時間をとりまして、今59分ですので9分から始めたいということで、次にまたいろいろと先ほどの関連するものが出てまいると思いますのでちょっとお休みください。

(休憩)

○櫻井会長 それでは、引き続きまして議事を進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

説明事項の3でございますけれども、この森林・林業再生プランの中間とりまとめ、これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

○牧元企画課長 企画課長でございます。資料の右肩に4という番号を打っておりますこの資料4に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、この森林・林業再生プラン、昨年の12月に農林水産省として策定をしたものでございますけれども、まずこの基本的な考え方につきまして1枚目でご説明をさせていただきたいと思います。

まず、この基本認識のところでございますけれども、やはり山側の状況は大変厳しいということで、林業への関心の低下でございますとか、あるいは森林の適正な管理に支障を来すことが危惧されるというような状況でございます。

一方、需要の面をとってみると、低炭素社会づくりの動きといったようなこともございまして、木材利用の拡大に対する期待は高まっていると、こういう川上、川下、もろもろの状況を踏まえまして、今後10年間を目途に我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針をつくろうじゃないかという基本的な認識であります。

そして、3つの基本理念ということでございまして、我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換すると、これは再生プランの副題にもなっているわけでございますけれども、これを実現するためにはこの3つのことをしっかりとやっていく必要があるんではないかということで、まず1つ目は森林の有する多面的機能の持続的な発揮という点でございます。それから、2点目といたしまして、林業・木材産業を地域資源創造型産業へと再生していくんだという点、それから3点目といたしまして、木材利用・エネルギー利用の拡大によりまして低炭素社会に貢献をしていくんだと、こういう基本理念がうたわれているところでございます。

そして、10年後には木材自給率50%以上というものを目指していこうということでございま

す。

そして、このプランの中では、検討事項ということで大きく3つ掲げられているところでございます。1つ目は、これは日本林業の生産性を上げるために、まず路網なり作業のシステムというもの、これをどうしていくのか。それから、日本型フォレスターといったような言葉も出ておりますけれども、人材の育成の問題、それから森林組合を含めまして事業体の育成の課題、それから大きな2点目といたしまして、森林資源の利用というような観点から川中、川下の加工・流通構造でありますとか木材利用でありますとか、こういうものを検討していくということ、それからいざれの面にも共通をいたしますけれども、制度面での改革なり予算面での手当てということで、森林計画制度の見直しでございますとか伐採・更新ルールの整備あるいは補助金・予算の見直しと、こういうものを進めていく必要があるのではないかということです。

そして、4のところでございますが、推進体制といたしましては、これは省内に農林水産大臣を本部長といたします推進本部というものが立ち上がりまして、政務三役のリーダシップのもとに検討を進めていくと。あわせて、検討委員会におきまして外部の先生方の意見を聞いていくということで検討体制がうたわれているところであります。

そして、次の2枚目のところをごらんいただきたいわけでございますけれども、左側に5つ検討委員会というものが書かれております。この5つの検討委員会をつくりまして具体的な検討が行われているということでございまして、一番上の基本政策検討委員会、これは岡田先生を座長にしております検討委員会でございますが、ここで森林計画制度の問題でございますとか伐採・更新ルールの問題でございますとか、全体に共通するような課題あるいは計画制度の課題を中心にご議論いただいているわけであります。

また、人材育成の委員会では、日本型フォレスターをはじめといたします人材の問題、それから路網の委員会、森林組合の委員会、それから川下のほうの加工・流通の委員会というような委員会がつくられまして検討されたわけでございますが、次のページをおめくりいただきたいと思います。

年明け以降、それぞれの委員会で検討が進められまして、基本政策検討委員会を中心におきまして、政務三役のご指導もいただきながら、6月にこの「森林・林業の再生に向けた改革の姿」という中間とりまとめが出されたところでございます。これにつきましては、本文が若干長うございますので、後ろに色刷りの3枚紙の「とりまとめの骨子」というものをつけさせていただいております。こちらの色刷りの紙のほうでご説明をさせていただきたいと思います。

まず、「見直しの骨子」ということで、①から④まで、この4つの点を今後しっかりと検討していく必要があるのではないかということで、まず第1点目は集約化、これはもう施業する上でこの集約化を進めるということが、これは不可欠なわけでございますけれども、この集約化を進めるための適切な森林施業を確実に行われるための仕組みの整備といったような制度的ないろいろな見直しをしていこうという点、それから②といたしまして、低コスト化に向けてやはりかぎになります路網の整備につきまして、簡易で耐久性のある路網整備を加速化していくという点、それから③といたしまして、事業体、それから人材の育成という点、それから④といたしまして利用間伐、特に従来の伐り捨て間伐から利用間伐に転換をいたしまして、利用間伐の促進を通じて国産材の加工・流通体制をつくっていくという点、こういう4つの点について検討をしていく必要があるということでございます。

そして、具体的には、まず最初の緑色のところでございますけれども、全体に共通するような話でございますが、森林計画制度を中心として制度の見直しを、これをしっかりとやっていく必要があるのではないかということでございます。この森林計画制度、これは、国、県、市町村とそれぞれ計画制度があるわけでございます。また、森林施業計画という所有者の計画制度もあるわけでございますけれども、これらの計画制度について見直しをしていくということで、生物多様性の保全といったような新たなニーズにも対応するという点、それから、現在、3機能区分ということで国が示しているわけでございますけれども、国が上から機能区分を示すということではなくて、地域主導でこういう機能区分をやっていったらどうかという考え方でございます。

また、森林・林業基本計画と全国森林計画、これは別の法体系でございますので一本化するというわけにはいかないわけでございますけれども、一体的にこれをつくっていく这样一个工夫が必要ではないかという点でございますとか、あるいは最後のポツのところでございますが、市町村森林整備計画が真に森林のマスタープランとなるようにしっかりと位置づけをする必要があるのではないかという点がうたわれているところでございます。

それから、続きまして次の①のところでございますけれども、この最初の①から④の最初の点でございます。施業を確保するための仕組みの構築という点でございます。

1つ目といたしまして、伐採、更新ルールの明確化ということで、先ほどもご議論の中で主伐の議論なども出ておったところでございますが、今後、資源の成熟とともに主伐が当然出てくる、増えてくるわけでございまして、こういう状況に対応してこういう無秩序な伐採が出てこないようにする、あるいは伐採した後にはしっかりと造林が行われるようなやはり制度的な手

当ても必要ではないかという点でございます。また、一定面積以上の伐採を抑止するような仕組みも導入したらどうかという点もうたわれているところであります。

また、2つ目の緑色のところでございますが、施業代行などによる適切な森林施業の確保ということで、特に2つ目のポツにございますように、所有者が必要な間伐をやらないというようなときに、意欲あるような人がしっかり施業を代行するような仕組みというものを構築する必要があるのではないかという点でございます。

それから、この3点目のところでございますが、森林経営計画の創設ということで、現在の森林法のもとでの森林施業計画がなかなか機能していないのではないかというご意見があつたところでございます。これに対しまして、今後こういう面的なまとまりをもって路網とか集約化とか、こういうこともしっかり書き込んだような計画制度をつくりまして、所有者なりにこういう計画をつくっていただくというような制度にしたらどうかという点であります。

そして、最後の4つ目のところでございますが、こういう計画をつくった作成者に限定して必要な経費を支払うような新たな支援措置を創設するということがうたわれているところでございます。これは、これを受けてまして、また予算措置については後ほどご説明があるかと思います。

続きまして、2ページのところでございますが、②のところでございます。低コスト化に向けました路網整備等の加速化という点でございます。これにつきましては、先ほどやはりご議論の中で路網についてもご議論があったところでございます。そして、この中間とりまとめの中では、既存の路網の区分なども見直しまして、全体の体系というものをしっかりとつくっていく必要があるのではないかというような観点で、簡易で耐久性のある路網を全国的に共通するような規定なり技術指針なりというものをしっかりとつくっていくと、そして支援策も創設をしていくといった点がうたわれているところであります。

また、③でございますけれども、事業体または人材の育成の観点であります。

1つ目の点といたしまして森林組合改革事業体育成ということで、1つ目のポツにござりますように、森林組合の役割ということを考えてみた場合に、施業の集約化と合意形成、こういったものがやはり第一の業務ではないかというご議論があったところでございます。こういうところを明確にすべきではないかということ。

それから、2つ目にございますように、イコールフッティングということで森林組合と林業事業体が対等に競争できるような条件を整備していく必要があるのではないかということであります。

また、2つ目の大きな点といたしましてフォレスター制度ということが掲げられております。これは、この後、プランナー、オペレーターというような言葉も出てくるところでございますが、一番下のオペレーターというのがまさに現場で働く皆さんということでございまして、こういう現場で働く皆さんにつきましては、路網がきっちりつくれるような路網作設のオペレーターとか、こういうような技能者をしっかり育成する必要があるということです。

また、森林組合とか、そういう単位におきましては、やはり森林施業プランナーということで、この施業を集約化するためのいろいろなプランづくりができる人、こういう者をしっかり養成していく必要があると。

そしてさらに、市町村単位におきまして、市町村の森林整備計画の作成とか、こういうものをしっかり支援するためのフォレスターというものをつくっていく必要があるということで、県や国の技術者につきましてもフォレスターとして育成、活用して必要があるのではないかという点であります。

それから、最後の3ページ目でございますが、④でございます。川下の課題ということで国産材の需要拡大と加工・流通体制の確立ということでございます。これにつきましては、最初の点といたしまして輸入材に対抗できるような体制をしっかりとつくっていく必要があるのでないかということで、素材流通のコーディネーターといったような人づくりでありますとか、あるいはこれも先ほど議論にあったかと思いますが、民・国の連携強化によります流通体制づくり、こういうものをしっかりとつくっていく必要があるということであります。

また、木材利用の点につきましては、さきの通常国会で成立をいたしました公共建築物木材利用促進法をしっかりと施行していくという点、あるいはこういう燃料利用というような点で石炭火力発電所での混合利用など、こういったもののバイオマス利用を総合的に推進していく必要があるのでないかということであります。

そして最後に、消費者の理解の醸成ということで、これは見える化というような形で消費者にいかにそういう情報提供ができるかと、そういうことをしっかりとやっていく必要があるということ、またこういう違法伐採対策の強化でありますとか、あるいはカーボンクレジットの活用というものでインセンティブを付与していくということも大事ではないかという点がうたわれているところであります。

そして、これらの施策を進めることによりまして、10年後には木材自給率50%を目指し、さらにこれを通じまして山村地域の活性化でありますとか低炭素社会づくりというものにもつなげていこうという、こういうような形でこの中間とりまとめが行われたところでございます。

現在、この中間とりまとめを受けまして、後ほどご説明があると思いますが、予算の検討でありますとか、あるいはあわせまして制度的な面での検討というものを進められているというような状況でございます。

以上でございます。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

これはもうご存じのとおり昨年12月に提案されまして1月以降、各種委員会で説明されました。昨年の林政審の会議のときに、いろいろな報告ができる限りするように努力をいたしたいと申し上げたわけですけれども、なかなか今日まで会議が開けませんで、途中これの資料を皆さんに送りしているところでございますが、本日は、いろいろとご質問、ご意見をここで伺いたいと思います。

希望といたしましては、大体、4時ぐらいまでの間、いろいろと意見をいただきたいと考えております。

あと1つ議事として概算要求の説明が残っておりますので、またご協力を願います。

それでは、時間が余りございませんのすぐ進めますが、この中間とりまとめ案につきましていろいろと質問、ご意見、お願いいたします。

それでは、合原先生。

○合原委員 合原です。

路網とか、そこら辺の技術的なことはとてもどんどん推進していただきたいんですが、一番、私はやっぱり現場の人間として、2ヵ所、私の所有している山の隣でかなり大きな伐採がここ二、三年で起こりました。面積は、例えば半年ぐらいで23ヘクタール全伐、それから40ヘクタールは、これは全国森林組合連合会が持っていた山、私、欲しかったんですが、ほかの方が買っちゃって、それもやっぱり2年間でほとんど、下の集落の方たちの田んぼの水が少なくなってきたといったことを私は聞きました。

伐採、更新のルールの明確化の徹底というここなんですが、非常に私も集約化を個人的にもうちの事業体で小さな範囲、うちの周りとかでやったりするときにとてもやっぱりこれは大変なんですね。特に小さな面積の人たちが大変です。

大きな面積の人たちは、ある意味で、今、民有林の森林所有に大きく2つに分かれています。いると思うんですけども、ある程度ロッドとして5ヘクタール、10ヘクタール、100ヘクタールぐらい持っている人たちも森林離れをしていらっしゃる方、結構、九州で私が把握しているのは多いと思います。それはなぜかというと、後継者がいないからです。そうすると、

そのルールの明確化、徹底というものを、所有権というものの私的権利というものをどれだけ制約できるかというところがない限り、やはり今後森林にかかるわらない、地域にかかるわらない人間の森林所有にとっては、地域にもともとその方たちがいても、要するに私ども団塊の世代とかは大学を出て都市部で働いている人が多いわけです。そういう方たちを先頭に田舎から出た人たちで、今、田舎に残されている60代以上、70代以上の方たちの後継者はいないのが今現状で、その所有という問題で、更新のルールの明確化、徹底というものをもっと抜本的に民有林の構造的なところを把握して、そしてやらないと、絵に書いた餅になるんじゃないかということを私はとても心配しております。

というのは、事業体というか素材生産業者さんたちは、ある意味できちっと森にかかるわらなければならぬという宮崎県の松岡君たちのグループとか、良心的な素材生産業者たちもいますが、事業体としてはかなりやっぱり市場原理にのっとった事業をやっていらっしゃる方もとても多いです。私はやっぱり現場で見ていてそう思います。市場でもそうです。

だから、そこの制約というものを、本当に森林のルールにきちっとマーケットを持っていけるかというのは、所有の問題と絡めてこの問題はぜひきちんと検討していただきたいと思います。

○櫻井会長 ありがとうございます。所有とそれをどう取り扱うかちゃんと面倒を見る責任をだれが持つのかと、そういう話はしっかりとルール化しろというふうに、簡単に言うと。

○合原委員 きれいごとばかり皆さん言っているけれども、今行われていることは余りきれいじゃないと。

○櫻井会長 隨分、中にそういったものも書き込んできてはいるなというふうに感じていいんですか。わかりました。

ほかにございますか。

足本さん。

○足本委員 今の合原さんのご意見に関してなんですけれども、一般市民の立場で、森も持っていないし親戚に森を持っている人もいない者の立場ですごく不思議に思っていたんです。

どうして補助金をどんどんつぎ込んで間伐だ何だと山のことを皆さん国がやっているのに、ほったらかしにしている森林がそのままというのはおかしいんじゃないかというのが、結構、市民の中には大きな意見としてあるんじゃないかなと思います。

今回のこれも、私もそれを注目して見ていましたが、意欲と実行力のある森林所有者がやる場合に関してはあれしましょう、これしましょうと今までそうですが、これからもそうみ

たいな感じなんですけれども、いろいろ見聞きすると、もう本当におばあちゃんになっちゃつた人とか孫の代で、自分のうちにたしか森があるはずなんだけれども、どこにあるかもわからない、山にも行ったことのないという方々に国から働きかけてできないんでしょうかね。それをどこか公共的なところに寄附しないかとか、それを何年までにしなければそこにはものすごくたくさん税金がかかるよとか、何かそういったことも考えて入れていいんじゃないのかというのが、森にも全く関係のない人間の一つの意見を申し上げたくて。

○櫻井会長 ご提案をいただきありがとうございます。今日の話は私どもがこれの委員会をやっているわけじゃないので、問題点がまだあるんじゃないとか、こうなったらいかがとか、これはちょっとおかしくないかとか、そんなご意見をいただければありがたいと思います。

○足本委員 今の合原さんのご意見に、相変わらずほつたらかしの森がたくさん増えるのではないかという。

○櫻井会長 私権についてはある程度の制限なり、その私権じゃなくて所有権と管理権というか、それはちゃんと分けて、山は山らしくしなさいよというふう持つていってほしいとか、そういうことですよね。

○山根委員 この中間とりまとめ、いいものができたと思いますし、特に大きな時代の変化といいますか、山が大きく計画を、今までの全部用材で活用する山であるというような思いだけでなくて、これは守る山、これは里の山、そしてこれは活用する山というようなものの視点があるということは非常に新しい時代だろうと思うわけであります。

それがおくれたというか、一方でこれだけコンクリートや鉄やあらゆるもののが社会になったのに、まだ全部活用する山だということをやっておること自身に無理があったろうと思うわけですが、このたび、公用建物を木材でやるということが、非常に画期的なものができたと思うんですね。

ところで、それが非常に難事だろうと思うんですよ、流通から建てる事から。まず、そのモデルを推進していくと。それも、できるだけ流通材といいますか、今後流通できるものとかいうものをベースにしたもので、余りにも今すべて公共建物というものは特殊な材を使うということが念頭にあるようなことの設計が多うございますので、そういうものでなくて、新しいそういう木を使う社会をつくっていくわけですから、普通の流通材を使いながらそれができるようなモデルを各地に展開できればと思うわけであります。

そして、そのときに、そこに理念の3に木材利用・エネルギー利用となっておりますが、できるだけ木材利用をして、最後にエネルギー利用だと思うんですね。先にエネルギー利用あり

きじゃないということが大切なんだろうと思うんですね。そういう意味で、建物等における使い方というものを、昔の木造軸組工法は小さな胴縁のような小さなものまでみんな使うように建物自体がなっておりましたんですが、現在のものはもう大きな材しか要らないというようなことに変わりつつあります。そういう面で、また新たにこの公共建造物の設計仕様というようなものにおいて小さなるものまで使われるようなものまでうまくして、木材利用がまず第一にして、そしてエネルギー利用にしていくということが肝要じゃなかろうかなと思っております。

○櫻井会長 ありがとうございます。木材をとにかくどんどん使ってもらえるシステムがしっかりできてほしいということですね。

では、前田先生。

○前田（穰）委員 私ども一番中山間地域におる者として、今回の中間とりまとめというのは非常に将来性に期待ができるなという思いも一方でいたしておるんですが、特に10年後のこの木材の自給率50%を目指すというのは、私は目標として掲げていただいたというのは非常に画期的なことではないかなと思っているんですが、その中で、ただ最後にここにまとめてございますように、山村地域の活性化ということで雇用の創出、そういうものにつなげていくような方向づけというのがどうしてもやっぱりこれから公益的な機能を維持するという面では非常に重要な分野ではないかと思っております。

そういう面で、私、いつも申し上げておるんですけれども、今回集約化を図ったり低コストに向けた路網の整備を図ったり、いろんな面で企画力を高め、また一体的な管理施業をやっていくとかということで、そしてまた一方では、法律も今度つくっていただきましたが、木の文化をさらに高めていくための公共事業に対しては特にそういう面での需要の拡大というのを明確にしていただきました。

これは非常に大事なことだと思っておるんですが、そういうことをもうもろやるのは一方ではコストを下げ、そして一方では生産性を上げて適正な材価格、要するに原木価格でもいいんですが、そういうものをどこに目指しながらそういう形の方向づけをするのかというのを十分試算の上においてそういう方向づけをまたしていただけると、我々はもうただコストを下げて生産性を上げて、そして需要の拡大をやることはもうよくわかるんですが、それはやっぱり地域の活性化に向けると、それがつまり循環していく経済の仕組みが確立されない限り、なかなかやっぱり現実は、先ほどの言葉にありましたように絵に書いた餅に終わらざるを得ないという、非常にそういう心配がしてなりません。

ですから、本当の意味での今、農林業というのが若者の雇用の場でもあるし、また地域の活

性化の場でもあるんです。これがしっかりと一つの生活の糧になるような雇用の促進ということにつなげていただいたら、私どもはやっぱり中山間地域に住む者として公益的な機能を維持し、これを保全していく。生物多様性の保全継承というものにもつなげて、真の低炭素社会に貢献できる地域山村の役割を担うことにつながっていくんではないかと、こういう気がしてなりませんので、そこら辺の方向というか、そこら辺の一応の目安というのを出せないものかどうかというのが今後の検討として、また会長さん以下ご検討いただいて、私たちもどの時点が、先ほどの特別会計のほうでも材価が非常に厳しかったということでございます。

まさにそこら辺が、もう本当にこの国内の自給率を50%に持っていくためにはそれなりの採算ペースというか生産単価というものがある程度方向づけができるといいんだがなと思って、私ども、雑誌というか、いろいろなものを見ると、これはちょっと愚問になるのかもしれません、来年度の林野庁の予算要求の目玉は、直接支払いとフォレスターのことが非常に大きく注目されておるということで、こういう直接支払い制度というのが、現在、水稻というか、そういう面では新たな目玉として民主党政権で出されておるんですが、山の関係においてもやっぱりそういう面を一つの方向としては出していただくことがいいんじゃないかなという気もいたしておりますけれども、そのためにまた我々がそこにコストを下げたり路網の整備にちゅうちょするようなことがあるということを前提じゃなくて、それはしっかりやった上で方向づけとしてどこら辺が一つの採算ペースの材価価格かということをある程度方向づけがいただけると、本当に我々もひとつその方向に向かっての取り組みができるんではないかと、こういうことで地域山村としての役割を担えることにつながると思いますから、そこら辺もよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○櫻井会長 山村現場のほうから、とにかく伐出をする、あるいはそれを使うというのも大事ですけれども、とにかくそれを使ってもらう材木を生産する側がちゃんと山で経済循環の中にしっかりと位置づいて生活できるということも考えてもらわないとうまくいかないよというふうなことだと思いますが。

○早坂委員 今、関連しまして、この再生プランは10年後の木材自給率50%ときちっと書いていただいているのは大変画期的だと私は思っています。

ただし、10ページにあります「木材利用の拡大」という②のところになりますけれども、このアの部分、これをばあっと読んでみると、過去にいろんな努力をされていることがまたただ載っているような気がいたします。もちろん法律的に公共建築物に木材の利用促進に関する

る法律というものができていまして、かなり使いなさいという言い回しはされてはいるんですけれども、じゃ現実的にどういう形でその強制力があるのかと。

随分昔、10年以上も前だと思うんですけども、木材を使っていただけないかといろんな長官の方とかに、例えばその公共事業の中で5%とか強制的に使っていただくことはできないでしょうかと。あの当時はできませんと、そういう回答を毎回いただきました。でも、ようやくこの法律の中でこういう書き込みができるようになりました。

そうしますと、もうちょっと強制力のある形、10年後に50%にするというのは並大抵のことではないかと思います。

ですから、本当に公共建築物の中で今年度は何%、次年度は何%と、この10年間のスケジュール、そういうものもある程度見越して書いていただかなくとも——書かないと本当は絵にかいたもちになるので、実効性のあることをもうちょっと一歩踏まえてできないかどうか。

結局、木材が使われないと、山にお金は帰らないというのは皆さんももうよくご存じのことだと思います。それはすべて先ほどの前田さんがおっしゃったように、農山村にすべてのことにつながってくるかと思います。

ですから、この木材自給率50%を目指して、もっともっと強い意見を出していただくような方向に導いていただければありがたいと思います。

以上です。

○櫻井会長 ありがとうございます。

そういうふうな木材をどのように使っていくかということについても、先ほどのお話では、中間とりまとめをベースに今後の林野庁予算をつくっていくというお話もありましたが、そんなようなところで、例えばこんなふうなことを考えているというのが林野庁側から説明ございますか。

○三浦林政課長 後ほど資料5で予算の説明はいたしますけれども、いかがいたしますか。

○櫻井会長 簡単な話でここでざっと流していただけると言うだけかよという話になってしまふような感じがしますので、細かくは要りませんけれども、例えばこんなふうなことはちょっと考えておるとか・・・、具体的にはこの後の予算で説明すると。

○三浦林政課長 そこでご説明する予定でございます。

○津元森林整備部長 詳細はこの場で説明するわけではありませんけれども、合原委員とか足本委員のほうから森林の取り扱いについていろいろなご質問がありましたけれども、実は今回の中間とりまとめの中にも、岡田先生に随分お骨折りいただきまして、かなり細かい取り

組むべき事項も書かれております。例えば間伐面積の伐採の上限の基準をつくろうとか、それから市町村整備計画等をきちんとつくる中で、例えば間伐森林等の施業を促進するために施業代行まで踏み込んでいこうだとか、いずれにしても、委員の先生方と意見が合致するかどうかは別にしても、なるべく実効性のある計画制度ということについては、今後、制度設計する中でも私ども十分気をつけていきたいというふうに思っております。

○櫻井会長 ありがとうございました。

合原さん。

○合原委員 実際に保安林制度もございますよね。罰則も法律的にはございますよね。しかし、悠然と平氣で悪いことをしている人が多いというのが現実です。なので、私が先ほど申し上げたのは、じゃもう警察に訴えて捕まえるのかとか、そこまでのきちっとしたことをやらないと絵に書いた餅になるというふうに私は申し上げたんです。

だから、決まりをつくったら末端でそこをきちっと徹底させる仕組みが必要だということを申し上げたんです。

もう一つちょっとついでなんですが、フォレスター制度なんですが、せんだってスウェーデンの林学の女性のプロフェッサーの方と私、山で過ごしたんですけども、彼女が現場でハクスピーナのチェーンソーを見て、私はこれを使っていますよとおっしゃったんですね。やっぱり大学の林学とかの段階で極めて現場経験が深い人。なので、例えば都道府県、国有林の技術者をフォレスターにするにしても、現場というものに非常に精通した人たちを育てていかないと、私は、今、農業は知りませんが、林業でもやっぱり現場で動ける人間がリーダーにならないと私はだめだと思うんですね。だから、フォレスターの制度の中ではその基本をきちっとやっていただきたいと思います。

○岡田委員 合原先生の話は一々ごもっともで、そのとおりで、このプランの中でも最も大事なところをご指摘だと多分思います。

話し合いがないかというと、そんなことはありませんで、皆さんで今一生懸命やっていますので、さらに反映をしたいと思います。

それと、先ほどの前田さんと、それから早坂さんの話、これもやっぱり物すごく大事なところをご指摘いただいていると思います。思いますが、もう一つは、このプランを実現できないと本当に農山村あるいは林業セクターそのものが瓦解するというような、そういう状況が現段階だと思います。

そうしますと、これまで以上に、あるいは形を変えながら、ないしはいろいろと局面、局面

で上手に対応しながら、政策が依然として大きく関与する、かかわる、サポートするというのは事実なんですけれども、それ以外のセクターも我々も市民も全員でこのプランをつくっていく、全員でかかわる、参画をする、見事に責任も果たしたいという、こういう姿勢を国民的につくらないことには、実はもう明治期以降ずっとやはり山からは資源を出しつ放しで、そこに埋め込んだり資本機能をそこにため込むというのはなかなかできてこなかつたわけですね。これをやらなきやいけないまさに大転換のときですから、そういう姿勢がもう一つは大事だというふうに思います。

そういうことを前提に、実は森林資源というのは物すごくやっぱり多様性があるのと、地域の歴史の多様性があるものですから、例えばある経済性の目標、生産性の目標がこれでいくんだというふうに例えば挙げたとしても、それがすべての地域に機能するかというと、そういうことにはならないですね。そうすると、それぞれの地域で今言ったような姿勢でみんなが一緒になって徹底的に経済的な側面でも努力する。しかし、ここまでやってもこれだけ足りないということがあれば、当然のように国民全体でもってまさに農山村を守るという、そういう姿勢の中で補助金とか助成だとか、そういうことが初めてやっぱり国民的合意になっていくんだ。これが基本の姿勢のところでぜひやっぱりまさに国民みんなが理解し合える、そういう場をたくさんつくりながらその理解を得たいなというふうに私はかかわっている一人として思っています。

○櫻井会長 どうもありがとうございます。コメントは差し控えてほかのほうに。

○前田（滋）委員 この中間とりまとめを見せていただいたんですけども、1章の「改革の方向」というところでかなりこれまでの林業政策のほうを否定されているような書きぶりになっているのが非常に気になっておりまして、私はこう見えてもまだ若いんですけども、昭和30年代に木材のほうを完全に自由化して、その後、木材はかなり高く売れて、昭和50年代ですね、黙っていてももうお金が入ってくると、いわゆるすごく山持ちのお金持ちはいっぱいいた時代がありましたけれども、その後、木材価格の下落とともに、やはり木材だけでは厳しいということで、そういった多面的機能等を政策のほうで挙げてきたわけなんですけれども、それが何か森林造成に主眼を置かれて持続的な森林経営を構築するビジョン、そういったことはとらなかったと書いてあるんですけども、ビジョンといった言葉もここ10年程度でそういったビジョンをつくって計画を立てていくという、そういうそもそもその計画体系自体をそういったビジョンをつくって細かく個々に目標を立てていくという仕組みが普及してきたところで、それは以前の政策のほうはそういうのはなかったというのはいたし方ないと思うんで

すけれども、そういった中で余りにもこれまでの林業政策について否定的かなというまず第一印象がありました。

その中で、それを受け、じゃ見直しの骨子はどうなっているかというところなんですけれども、集約化、低コスト、それからフォレスターといった話、国産材の利用ということになっていますけれども、集約化については、これはこの集約化でまず集約化の定義、どういうのを集約化とみなしているのか。所有と経営を分離して完全に経営権のほうを集約化するのか、それとも、ただ単に施業を同じ日に一緒にやってもらうのか。その集約化の場合、例えば費用は面積割するのか、もしくは本数で分けるのか。当然、売り上げについても面積割するのか本数で分けるのか。もしくは、個々にこれはだれそれさんの木、これはだれそれさんの木という形で出荷するのかといったところも明確にならないままこういう形になっておるんですけども、その辺、集約化の定義を明らかにしてほしいということ。

それから、2番目の低コスト化ですけれども、これは日本全国多様な地形がございますけれども、その中でこういった路網整備一遍でいいのかというところですね。これまでやはり急峻なところは架線等を組み合わせてやってきたわけなんですけれども、この方向性でいくと急峻な林業地の方はどうしたらいいのか困ってしまうというのがまず目に見えてくると思います。

担い手となるフォレスターの話なんですけれども、私、ちょうど最後の林学出身の世代でございまして、当時、大学のほうには林学科というのがございました。実習等で当然、山等を回ってチェーンソーで伐る実習もやっていたんですけども、そういったものがなくなってしまった今、じゃどうしていくのかというところですね。そのあたりを県の技術者というのはいいんですけども、それは我々の世代程度と思うんですが、その後、いわゆる若いフォレスターをどうしていくのかというところ。

それから、先ほど合原委員がおっしゃいましたけども、フォレスターというのは基本的には地域のストラテジーですね、計画のほうを動かしていく人間であって、現場でチェーンソーを引く者ではないんですね。オペレーションではないんです。

ですから、そういったフォレスターだから現場が知らなきゃいけない、だからチェーンソーを持ってという話ではなくて、現場を知った上でそういうストラテジーをできる人材を育成していくかなきゃいけないのじゃないかということを私は個人的に思っております。

国産材需要の話は早坂委員のおっしゃったとおりで、使っていただくのも結構ですけれども、やはり価格のほうですね。よく聞く事例では、地域材を使ってあげるんだから立米1万円以内

で出せとか、買いたたかれたという事例をたくさん聞いておりますので、量は買ってくれるけれども、価格が抑えられる。当然、これは10年後のこの木材供給50%という数字もそうですが、50%買っていただける、使っていただけるにしても買いたたかれるというようなことがないようにぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

今のところの特に定義の部分の集約化の定義なんていいのはどんなふうなんですか、岡田先生。特に、そういう集約化といった場合に何をして、つまりそこに対する……、こっちのほうがいい。

○津元森林整備部長 確かに前田委員おっしゃいますように、集約化の定義といいのは非常に大切だと思いますけれども、今回、中間とりまとめのほうにも幾つか書いておりますけれども、例えば森林所有者責務の明確化であるとか、それから後でご説明します直接支払い等についても集約化したものに支払っていくとかということにしてますけれども、やはり一つのポイントといいものは、森林を扱うときの責任者といいますか管理の責任者、こういうものを明確にしてそういう人が集約をしていく。場合によれば、その小さなものを取りまとめて、それを受託を受ける者というようなことも明確にしていく。いずれにしても、集約については単に施業を請け負うような形ということは考えておりませんで、少なくとも長期間の施業の受託をするとか経営の受託をするとか、こういうことを含めたきちんとした形での集約化ということを目指していきたいというふうに考えております。

それから、フォレスター、人材育成等についても、これは別途、人材育成委員会の中でもそれぞれの役割分担を含めて何をすべきかということを今議論しておりますので、またさらに秋の本答申に向けて詰めていきたいと思いますし、それから路網についても実は道をつくることは基本なんですけれども、急傾斜地についてはタワーヤーダー等の架線、あと路網の密度も当然抑えていくべきではないかという議論を路網検討委員会の中でもきちんとしておりますので、道はやっぱりつくらなくちゃいけないと私ども思いますけれども、場所に応じて適切な作業システムとの組み合わせ、こういうものを重点に検討を進めていきたいと思います。

○櫻井会長 集約に対して反論なのかどうかわかりませんけれども、片一方の言葉としては粗放だとか、それから無秩序だとか、そういったものがあるわけですが、一通り大きくまとめた団地化みたいな、一つのサイズをまとめて森林計画に従って全体をいわゆる生態系の仕組みにあわせて管理していくこうということで、集約化という話が出ているだろうというふうな私は理解なんですね。

これも今、部長の言われた話は大体それは言っているのかなという気がしますので、書き出していないものは随分あるんですけれども、一応そういった意見に対することは入っていると思いますが、入っていなかった場合はよろしくお願ひいたします、今後とも。

早坂さん。

○早坂委員 ちょっと森林組合についてお尋ねしたいんですけども、担い手となる林業事業体のフォレスター等の人材育成ということで、森林組合の第一の業務とするということが幾つか載っておりました。今までの林政審の中でもかなり森林組合さんに対して風当たりが今まで強かったように感じているんですけども、今回、この森林組合の業務の確立ということでここにきちんと載っかっていると。そうしますと、森林組合さんというのは宮城県にもたくさんありますし、いろんなところにも、ちゃんとした森林組合と大変よくないというか体制が整っていない森林組合、それから自分のことだけで協調性がない森林組合、いろんな森林組合さんがあって、その部分はどのようにならしていくのか。

要は、どうやって今までちゃんと確立されていない森林組合さんを教育して、その10年後にきちんとこういうふうにちゃんと一連の森林組合さん、日吉町の森林組合さんなんかはまさにそれだと思うんですけども、そこまで引き上げる努力というものを相当しないとならないような気がしているんですけども、やっぱり一律に物を考えているのか、それともちゃんとした森林組合だけをこのように扱うというふうに考えているのか、その辺のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○櫻井会長 何かございますか。この中にも随分書いてありますけれども、ちゃんとしている森林組合対策ということになりますね。

○安東経営課長 経営課長でございます。

今まで何年間か施業集約化に取り組んでくる中で、森林組合についていろんな反応がありまして、おっしゃったように積極的に取り組む森林組合もあれば、なかなか取り組めないよという森林組合もあって、非常に森林組合間に差はあると。どうしてそういう差が起きてきているのかというところなんですかとも、現状は、施業集約化を必ずしもやらなくとも、例えば国有林の事業を請け負っているところとか、それから県有林とか公団・公社の仕事をたくさんやっているところ、そういったところは別に私有林、組合員の山をほっておいてでも生活していくというところもあって、別に施業集約化をやる必要がない、あるいはその私有林についても施業集約化が補助の要件にはなっていませんので、個別に頼まれた仕事だけばらばらとやっていても何とかやっていくけるということがあって、全体として施業集約化が進んでいないとい

う反省に立って、その補助事業については施業集約化に限定をしていく。それから、森林組合の施業集約化を第一の業務とするという意味は、員外利用について組合員の山をちゃんとやつていかない範囲においては員外利用も厳しく制限をしていくというまず外形的な要件によってそれぞれの森林組合の取り組みを追い込んでいくと言ったら言葉は悪いですけれども、本気にさせていくというのが一つ。

あわせて、今やっている施業集約化の人材育成の面でそういう今まで取り組んでいなかったところも含めて能力養成をやっていけば、今まで本気でなかったところもこれから本気でやらないと自分たちは生きていけないんだということになれば全然変わってくると思いますので、その両面をあわせてやっていきたいと思っています。

○櫻井会長 じゃ、横山先生。

○横山委員 言葉が持つ重要性ということにも関連すると思うんですけども、よく小泉内閣のときも経済活性化と。何をもって活性した状態として認識するのかといったときに、その活性化の意味は何かということもずっと今までいろんな成果指標にもかかわるんですけども、認識としてここの中間とりまとめでも、森林林業の再生がどういう姿なのかと、何をもって再生したと私たちは認識するのかと、国民は考えるのかと、あるいはこの書き手は考えているのかと、状態変数というんでしょうかね、いっぱいいろいろあると思うんです。それが、この10年後に木材自給率を50%以上にすることが、この再生した姿ということの認識でいいのかどうか、ここはよく私わからないんです。

そのときに、よく満足といったときに、この森林・林業にかかわっている人々がどういうようなその集落なり山村が持続可能なのかどうかというようなときに、持続可能性が担保されれば再生ということを使っていいだろうと。そうすると、例えば経済成長あるいは林業で生活していくことこれがどういう状態なのかということがこの中間とりまとめで見えているのかどうか、そこが私はよくわからないんですね。

見える化ということをよく言うんですけども、どういう状態が再生ができた状態なんでしょうかといったときに、小学生でもわかるような形でやはり伝えられていないんではないかというふうに感じました。これ、私が何かあるという、具体的にこれが再生の姿だということが見えているわけではなくて、やはり何となく再生とか活性化とか強い何々とかいったときに、どういう状態が強い経済なのかとか、そこが見えないので、どうもこの政策なりこういうふうなことで本当に再生ができるということの結びつきが見えてこないんじゃないかというふうに感じました。

○櫻井会長 今のはかなり根源的な質問でございますけれども、どなたかご意見ござりますか。

岡田先生。

○岡田委員 余り余計なこと言わぬがいいと思うんですが、大事な点だと思います。もともとというか出発点はいろんな文章にも書いてあるんですけれども、政策の最も大事だったところは、資源をつくっていくこととそれを持続させること、ここにやっぱり大きな政策の目的があったんですね。ところが、やっぱりこれだけ資源が充実をしてきました。そうしますと、さらにこれを維持していくというだけではなくて、それを伐って、売って、使ってもらって、そしてそこから利益が発生して、それが山元に還元をして、再投資となって、すなわち食べるだけではなくて、さらにエクスパンドした形での再投資があって、そういう金の循環、物の循環、だからこそそこが持続があって、人がそこに循環をしていくんだという、こういう仕組みをつくろうということなんですね。これをもって再生という言葉で当てよう。しかし、具体的な数値だったりある近い目標というのはやっぱり必要だから、当面10年間はマーケットで国産材が5割を超えるという状況をつくれれば、かなり10年というのは長いですね、その限りで。そうすると、その基盤ができたというふうに見ることが可能ではないかという、こういう状況で全体がつくられているという理解をしていただければいいんじゃないでしょうか。

○櫻井会長 あと、追加になるかどうかわからないんですけれども、私、白書なんかのときに時々聞いたりしているのが、この森林・林業あるいは人工林といったときに、その言葉を適当にあちこちと使い分けていませんか。分けてしっかりと定義していなくて、あるとき森林で、あるとき人工林で、あるときは林業でという使い方をしていないかというのをこれはちゃんと整理したほうがいいんじゃないのかなと考えてコメントを出したんですけども、まず1つは森林がある。これは全部森林でまずくくって、森林の一部について人工林がある。でも、一般的に森林と言った場合には人工林ではない部分を森林と言っているふうが大きいですよという前置きして話をすることでしょうね。

人工林の場合には植えて育てるんだから、育っちゃっていくものについては定期的に保育が必要で、その結果として資源として大きなものが出てきます。天然林の場合、資源として大きなものが出てきても、使っちゃうとその後に必ずしも伐っちゃったものがまたそこに生えてくるとは限りませんで、資源の質が変わってきてしまう。天然林を使うときにはかなり考えたほうがいいし、人工林の場合には、やっぱりこれは使うためにまいた種から、あるいは植えたものから使うんだから、これは積極的に使いましょうよという世界に持ってくるんだろうな。そうすると、森林の再生というのは、うまくない森林、人間から見て都合の悪い森林、水源涵養

機能が弱い山崩れの起きやすい森林はやっぱり再生させて、自力でこれから将来ずっと生きていくってくださいよねという森林で多分あって、その再生を用意するんだろう。お手伝いするところがあるんだったらお手伝いするし、なければ森林に勝手に頑張ってもらうし手をつけないよということですね。

それから、もう一つ、林業の再生は、これは人工林がある以上これをうまく使って、そこで生活できる。やっぱりその中の人たちがちゃんと生活できていって、しかも環境は壊さず、一時期、予定調和、あれは否定したので言っていましたけれども、否定する必要ないので、そこでは予定調和で言われた理念をしっかりと貫徹させていただければいいと。ただし、そこにはどうしても人員は要りますよというかあったほうがいい。ほったらかせば山が崩れるかもしれないけれども、天然林や人工林はモヤシ林になって消えちゃうかもしれないけれども、100年後にはまたそのところには別の林ができているでしょう。この場合には森林だろうみたいな話としてコメントしたりなんかしているんですが、そういう意味では再生というのは生活がしつかり入っているものとしての林業がありますし、人間の生活でもっていじめてしまう森林ではない再生というのがあるんだろうしという分け方をしてもらうというような考え方でやってもらえばいいかなということをちょっと学生に言ったついでにこんなことを今しゃべっておりますが、と言っております。

ほかに、こんなことをここでしゃべっていいのかなという立場がありますが。

青山先生。

○青山委員 青山でございます。

11ページの「消費者等の理解の醸成」のところで、カーボンフットプリントですとか今一生懸命取り組んでおられるカーボンクレジットの活用などにより、木材利用を消費者の理解を深めていくということで、そのとおりだと思います。

私も企業とか団体とか森づくりに積極的に取り組んでいるところとおつき合いをしておりますが、今まで単に森づくりにかかわっていくことが感覚的にいいことだということで積極的に皆さん参加されていたんですけども、これだけ広がってくると、もう単純にいいことだけじゃなくて、CO₂をどれだけ削減したかとか、どういうところとパートナーを組むことが自分のところのCSRとかCO₂削減に貢献していくかという一歩進んだところにいこうとしておりまして、そういう意味では、このカーボンクレジットの単純にその数値だけじゃなくて、やっぱりどういう相手とパートナーと組んで、そこに投資をすればメリットがあるのかというところが非常にハイレベルになってきているところも増えているんですね。

それで、もちろんこれは消費者へとか企業へ向けてのアピールなんですけれども、逆に頑張っている農山村ってたくさんあるわけですけれども、こういったカーボンクレジットの土俵までに制度的にまだ熟成していないところがまだまだあるように思うんですね。だから、単純に適切な森林整備をやっているということだけでなかなか相手先が見つからないかもしれませんので、頑張り方をより魅力的な形で企業や、それから都会の人——都会の人というよりも団体とかかな、森づくりに参加している人たちにプレゼンテーションしていくようなことをぜひ応援していただきたいなというふうに思います。

それから、木質バイオマスの関係もいろいろお手伝いしているんですけども、実は木質バイオマスの大口な需要先というのはセメント会社だったりするわけですね。一生懸命、地元の森林組合と一緒にバイオマスボイラなどの資源を活用していこうと頑張っていたんですけども、何か本業のところがうまくいかなくなっちゃって輸入のチップを買ってきたり、何か本末転倒なことになったりしているものですから、そういった動きが、せっかくいいことをやろうとしているところが沈没してしまわないように、ぜひそういったところへも目配りをしていただければありがたいなというふうに思いました。

よく読めばきっと書いてあったんだと思いますけれども、失礼いたしました。

○櫻井会長 ありがとうございました。いろんな意見が出まして時間が越えてしましたけれども、最後に1つぐらいどうしてもしゃべりたい方は。

○山根委員 市場の価値が変わったということが、非常に今、林業の今日であるというところがあろうと思うんですが、その中でコストダウンというか効率化という点は大きくとらえられております。しかし、新しい機能、価値の品質という面が重要だろうと思うんです。その面では、乾燥という点でとらえられておるわけでありますが、乾燥だけの問題じゃ片がつかんと。やはり新しい機能、価値を山も生産者も製材者もさまざまその価値を認識するというところが非常に重要な課題だろうと思うんですね。

今までの価値を美しい美的価値をもって、例えば柱なんかは一方無節、二方無節、三方無節、一方上小節、何小節というぐらい物すごく細かく美的価値がつくられておるわけですけれども、強度の価値という時代に入ってる中の示し方といいますか、そういうものはまだ乾燥とせいぜいヤング係数というぐらいのことで、まだまだ強度の価値、いわゆる新しい時代の木の価値というものをしっかり山ごと認識せないけんのじゃろうと思うんです。

以上です。

○櫻井会長 どうぞ。

○恵委員 短く。9ページのa、b、cのcの路網作設オペレーターの中の文章で、真ん中辺の後ろのほうに「グリーンマイスター（仮称）」という記述がありますが、ここで使われている「グリーン」ということが何か環境系の概念からすると非常に大きいんですね。でも、よくよく読んでいくと、路網作設オペレーターとか、あるいはOJTの研修内容の充実や技能とかいうことを認定するという範囲でのグリーンマイスターという言葉の使われ方なので、むしろもうちょっと大きな概念かなと一瞬誤解をして、生態系に配慮したりいろいろな生物多様性にも非常にクリアに意見と技術をリンクさせているとか、そういうところがバックグラウンドにあるグリーンマイスターであればミズミチがすごくよくわかるとかであればいいのですが、もしかしてこのグリーンが大き過ぎないかなというのをもし議論されたかどうか、もうご議論されているんでしたらそれでいいかと思いますが、ちょっともしかしたら環境系の人から誤解を受けるかもしれないという意見です。

○櫻井会長 恐らくそれは基本的には大きな、技術的な問題ですから技術的なプロの話でありまして、こういう条件の下でもってあなたはやってちょうどいいねという話で、全体を見るトップの話ではないということだと思うんですけども、当然それはわかった上での常識を持った人がプロになると。勝手なことを言っておりますけれども、だからその辺のところも受け継いでいただければ、向こうのほうに受け渡していただければと思います。

まだいろいろあると思うんですが、この件に関しましては、この後の森林・林業基本計画のほうに反映させていって、いろんなものとして整理していくということでございますので、状況が変わり次第、会を開くのは難しいかもしれませんけれども、情報を提供するということで対応させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

皆さんまだいろいろあると思いますが、最後の議事に移らせていただきたいと思います。

それでは、平成23年度の予算概算要求について説明をお願いします。また、その後、長官からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○三浦林政課長 それでは、右上に5と番号を付しました平成23年度林野庁関係予算概算要求・要望の概要という資料のうち、時間も限られていますので最初の3枚を用いてご説明させていただきます。

森林・林業再生プランにつきましては先ほどご説明しましたように6月に中間とりまとめがなされました。当然、これは法律を直したりとか予算に反映させたりとか、あるいは別途、運用のところで手直しをしたりとか、いろいろあるわけですけれども、役所の歳時記で申し上げますと、8月31日に翌年度、今年で言えば平成23年度の予算について農水省からの要求案を財

務省に提出するということになっております。

昨日、政務三役のご了承を得て提出しました要求が、この1枚目、全体図が載っておりますが、まず1の総括表をご覧いただきますと、公共事業費と非公共事業費と分かれます。公共事業費はいわゆる社会のインフラ整備ということで、林野庁関係で言えば治山事業、崩れた山を復旧させる、あるいは森林整備事業ということで間伐や路網整備を行うと、この関係の予算が対前年で申し上げますと、一番上ですけれども、2,163億円、対前年比109.8ということでございます。

ただ、この概算要求に当たりましては実はいろいろと制約がございまして、基本は前年度、ただし大幅な見直しをすれば若干前年より上乗せができるということで、この中では特に森林整備事業、この中にいわゆる直接支払いというものを入れ込んだ関係で、これが大きく膨らみそのかわり、治山事業などは逆に前年に比べて減少しているというような形になっております。

非公共事業のほうは、それ以外の義務的経費、人件費ですとか、そういったものとその他経費、これは例えば人材の育成とか木材需要の拡大とかその他の政策経費が該当しますけれども、こういったものにつきましては大体前年よりも少し額を落とした形で計上しているということでございます。

最終的には3,042億円、105.9%ということでございますが、なお、その下に特別枠要望額というのがございます。これは今年の特徴的なことなんですけれども、元気な日本復活特別枠というのがございまして、農林水産省の予算要求の中の一部をこの特別枠で要求するということにして、林野関係ではこの森林・林業再生プラン推進総合対策、公共事業の中の直接支払い関係537億円と、先ほどお話をありましたフォレスターとかプランナーとか、そういう人材の育成の対策の関係が約8億円、それから地域材供給の倍増、木材需要の拡大関係が10億円、締めて555億円を特別枠で要望いたしております。

この特別枠に位置づけられた意味ですけれども、通常は要求した予算というのは財務省と農林水産省が折衝をして最終的に12月にその予算の額の確定というところに至るわけですけれども、この特別枠につきましては政策コンテストと呼ばれておりまして、ちょっと具体的な中身はまだ明らかにされておりませんけれども、総理のところで各省がこの特別枠、いろいろなものを持ってきますので、その中でいいものについて予算をつけるということになっておりますので、そこである意味ほかの予算と戦ってこの555億円を確保していくかなければならないと、そういう状況になっているということでございます。

次のページをおめくりいただきますと、左側に主要課題、それから右側に主要事項というの

がございます。左側の主要課題は基本的には先ほどプランの関係でご説明したようなことが中心なんですが、念のためですけれども、一番左上の枠の2つ目の白丸、間伐等につきましては実はこれは森林吸収源対策との関係がございます。京都議定書の森林吸収目標1,300万炭素トン達成のために毎年55万ヘクタール程度の間伐が必要ということで、この関係のその予算も計上しなきゃいけないというのがその課題として1つございます。

あと、ここにプランで言及していなかったものとしては、一番下ですけれども、来年、国連が定める国際森林年ということもございまして、これへの対応も求められているということございます。

こういったことを踏まえまして、主要事項のところですけれども、森林管理・環境保全直接支払制度、これを創設するということで、集約化して計画的な森林整備を行う者を対象に、搬出間伐等の森林施業道と森林作業道の開設を支援する直接支払い——これはいわゆるハードの分になりますけれども、537億円、それからその前提となる森林情報の収集、現況調査、境界確認などを支援するものが33億円、それから路網につきましてもいわゆる立派な林道よりも簡易で丈夫な林業専用道、森林作業道、こういったものの整備を推進すべきということで、これについて106億円、あるいは治山については608億円を計上しております。

また、人材関係では、フォレスター、プランナーの育成関係が8億円と、いわゆる現場で実際に作業される方、新規就業者も含めて育成しキャリアアップをしていく、「緑の雇用」現場技能者育成対策、これはこれまでやってきた「緑の雇用」対策をいろいろと見直して新規で58億円計上しております。

それから、地域材利用拡大の関係では、地域材の供給倍増対策ということで公共建築物への利用の実需拡大等も含めて14億円、あと金融関係も若干補助事業のところを融資に切りかえるということで23億円を要求することにしております。

また、国際森林年はいろんな普及啓発に係る経費3億円ということでございます。

次のページが、一番の目玉になります森林管理・環境保全直接支払制度による搬出間伐の推進についてということで、この目玉施策のポイントを書いております。

今までではどちらかというと路網整備が不十分なもので、ばらばらにやっている間伐を支援すると。そうしますと、路網がありませんから伐り捨て間伐が中心になりますて、非常に作業的には単価が安く、面積は確保できるということはあるんですけども、10年たっても同じようなことを繰り返していくと、相変わらずその補助金がないといったものができないと、そういう状況でございますが、23年からもう直接支払いによる支援に切りかえまして、路網整備、

コスト縮減を進めつつ集約化、それから搬出間伐に限定して意欲と実行力のある者に直接支援をすると。その際、新しいことをやるわけですから、フォレスター、プランナー、あるいはオペレーターという人材の育成もあわせてやっていくと。

当然、路網を整備し、なおかつ木材を運び出すというわけですから、間伐全体の単価は上がるわけですけれども、集約化が定着をいたしまして、また川下での事業拡大というものがなされますと、右側10年後ですけれども、集約化団地が設定されまして、路網整備が完了されると。

それから、機械化の促進、オペレーター等の技術の向上がありまして、10年後、次回の間伐のときには搬出間伐のコストも低減し、いわゆる伐り出した材の収入と相まって、補助なしでも間伐が可能、木材自給率50%を達成すると、そういう先の目標を見据えて、23年度から大きくこの補助事業についてはあり方を変えようということで、これから財務省等々と折衝をしていきたいと思っております。

なお、そういう折衝を進める傍ら、こういった新しい概算要求の中身につきましては、これ以外の事業も含めまして、よく地域の皆さんにもご説明をし、また現場のご意見もいろいろ伺いながら詳しい制度設計は考えていきたいと思っております。

私からは以上です。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。森林・林業再生プランの反映がこのような形で例示されるという例示がございました。

わずかとはなると思いますが、質疑、質問、ご意見がありましたらどうぞ。

島村先生。

○島村委員 島村です。

直接支払制度なんですけれども、これは間伐が対象ですか。例えば主伐等は対象にならないんでしょうか。よく見ていますと、間伐に対する補助金とか、いろいろなものはついていますけれども、主伐という観点がかなり抜けている、皆伐といいますか、抜けていると思うんですが、どうなんでしょうか。

○津元森林整備部長 作業のメニューにつきましては、基本的には間伐については今日大臣の冒頭のご挨拶にもありましたけれども、伐り捨てというものについてはいわゆる路網というものをつけて利用していただくということはありますけれども、基本的に今、森林整備の対象としている、主伐には補助金は基本的にはないんですけども、複層林整備を前提に抜き伐りということに関して一部助成対象にしているものもございます。

そういったその助成対象については基本的には補助対象にしますが、間伐については利用間

伐に限定するというような考え方を持っております。

○島村委員 主伐は対象にならない。

○津元森林整備部長 いわゆる皆伐するような主伐については、これは従前も対象にしておりませんし、今回の直接支払いについても主伐ということに関しての対象はありませんが、現行でも長期育成循環施業といったようなメニューの中で誘導伐、複層林を長伐期化することに関してやれるという制度もありますので、こういったものについては踏襲していくことを前提として検討しておるところでございます。

○櫻井会長 恐らく全体の流れが、お金を上げるから伐ってくださいではなくて、伐ったらお金が手に入りますよ、伐るか伐らないかはあなたですよというふうに、もとの状態に戻っていくということなんじゃないのかなというものの一環だろうと思います。

はい、どうぞ。

○横山委員 この木材自給率にこだわるんですが、10年後の木材自給率50%以上というのは、この新成長戦略等で決まっていることだということで全然異論はないんですけども、非常に難しいのは、やはり世界市場というんでしょうか、貿易等の影響をかなり受けますので、どういう価格、ワールドプライスを前提にした上での木材自給率50%なのかというお尋ねが恐らく出てくると思うんです。その辺のところも、10年後の世界市場の材木がどういうような需給状況になっているのかということが不透明なままでこれを出すと、例えばやはり関税や、あるいは数量調整や、そういうようなこともして守るようなことの重要性も出てくると思いますので、そこまでも踏まえた上での50%なのかどうか、そこら辺が見えていないとなかなか難しいんじゃないかなという、これはあくまで個人的な意見ですけれども、そういうように思っています。

○櫻井会長 今の話は今後どんどん計算して詰めていくことになると思いますし、行政側じゃ言いにくいんでしょうけれども、政治的にとにかくスローガンできちっと出ているものであると。きちっと出た以上はそれにあわせて数字をつくって頑張ろうということなんではないかと思いますので。

はい、合原さん。

○合原委員 私も自分で木材を供給している側として、はっきり言いまして今の建築材とか集成材の部門では70%近いんですよね。なので、自給率50%というのはチップだとかあっちのほうが増えないと50%に絶対ならないというのはもうわかっていることですよね。だから、横山先生がおっしゃったように、いわゆる貿易ですよね、今、丸裸である国産材というものを本当にトータルで利用するとしたら、やはり国の資源政策として関税とかの問題をターゲットにし

て、さっきおっしゃったように、今50%を目標にしちゃっても高いものは売れない、もう70%行っているわけですから、あと国産材の建造物100%にしても50%にはならないわけですよ。全体の国産材の自給率は50%にはならないですね。今、結局、チップだとパルプとかそつちのほうで押されちゃっているから、だから、そうしたら私どもが出す、供給する木というのは、パルプとか、そういうのってすごく安いわけですから、価格というのは下がりますよね。そういう数字というのが本当に50%とか言ったら何かよさそうな感じというのをイメージ的に与えているだけで、現実、そこはやっぱりきっちりやっていかないとちょっとかわいそろかなと私どもは思うんですが。気持ちはわかるんですけども、じゃパルプなんてすごく安いじゃないですか。

○櫻井会長 スローガンはそういうもので、大体、構造材は現在でも40%前後の数字が出ているわけですから、それでいいんじゃないでしょうか。

はい、どうぞ。

○島村委員 今、チップとパルプの話が出ましたんで、ちょっとお話ししたいなと思うのは、関連の話も今ちらっと出ました。ただ、製紙会社の状況というのをここで弁護するつもりはありませんが、要するに、今、日本の国内では競争していない。実は、中国を中心とした製紙会社と競争して、それで勝つか負けるかというのが今の製紙業界なんです。だから、そういう意味で彼らの原料でも競争していかなければいけない。だから、そこでやはり競争していくためには同じ土俵で原料も購入していくということですから、特別高い原料では逆に製紙会社は競争の中で生きていけないという根本的な問題がございまして、その辺もご理解いただきたいというふうに思います。

○櫻井会長 高く買ってくれないと里山の再生は難しいですけれどもね。

○島村委員 いやいや、それはコストなんですね。コストの度外視を避けたい。

○櫻井会長 いろいろとありがとうございます。まだあるかとは思うんですが、4時半ということでこの辺で閉めさせてもらってよろしいでしょうか。再生プランの成果というのはこれからどんどん使われていくというふうに考えていただきまして、いろんなご意見を今後ともいただきたいと思います。

では、最後になりますけれども、長官からご挨拶をいただきたいと思います。

○皆川林野庁長官 森林・林業再生プラン、さらには予算につきましてさまざまご意見をお寄せいただきましてありがとうございます。

私どもも、まさに毎年、予算とか税制をどうするか、また法律改正をどうするかといったサ

イクル、先ほど林政課長のほうから国の歳時記というようなことを申し上げましたけれども、そういったものに縛られておりまして、そういう意味では、今回、中間とりまとめをいただいたということは、これはまさに今後まだまだ詰めるべきところはあるわけですけれども、大きな方向性ということでお取りまとめいただいた上で、それをやはり政策の具体像も同時にやりませんと、何でもかんでも最後のドラフトが全部詰まってからえいやつといろんなことは検討できないわけでございまして、それを同時並行的にもやらせていただいているという現状がございます。

そういう意味では、岡田先生を中心に森林・林業再生プランのほうの最終とりまとめに向けての作業ということを精いっぱいやらせていただくとともに、そういった制度、政策の具体化ということも大きな課題でございまして、そういったことにつきましても随時情報提供もさせていただきますので、またいろいろな形でご意見をいただければ大変ありがたいなと思っています。

大変に私、実は林野庁、今回3回目でございますが、前回、実は次長でおりましたときに比べますと、当時は森林吸収源対策の1,300万炭素トン、これをこなすための間伐をどうするかということにもう最大の眼目がございまして、これに補正予算をいかにぶつけて獲得していくかといったことに非常な精力を費やしていたなという感じがいたします。そのときから比べますと、その中身の質を向上させませんと、先ほども横山委員のほうからも、いわゆる再生とは何かというご議論があるわけですが、岡田先生がお答えいただいたように、まさにそういった循環をしていくというか、資源も循環していく、また経営は持続可能性があるといったようなことをどう担保するかと、そういった意味での再生だと思っておりまして、そういう意味ではそういった再生に向けてのいろんな関係する方々のご意見というものが、方向としてより集約してきたのかなという気はしております。

ただ、それを具体化させるにはなかなかまだまだ課題が多くて、我々としても組織を挙げて努力させていただきたいなど。当然、与党としてのスローガンということが大きく作用していることはありますけれども、ただ現実にそういった後押しを受けて具体的な森林・林業施策が進められれば、それはもう我々の年来の思いを達成する道もありますので、そういったことを受けてしっかりと頑張っていきたいなと思っています。

今後とも委員の先生方のご指導、またご鞭撻もいただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○櫻井会長 どうもありがとうございます。

委員の皆様、本日はご協力どうもありがとうございました。

いろいろと言いたいことがまだいっぱい残っているとは思うんですけども、何かあれば事務局のほうに連絡していただければと思います。

今日はどうもありがとうございました。

閉会